

Title	日本建國の年代について(下)
Sub Title	The date of the founding of the Japanese empire (II)
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.26, No.3/4 (1953. 6) ,p.1(147)- 55(201)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本建國の年代について（下）

橋 本 増 吉

七

惟ふに我が國の紀元年代が始めて定められたのは、曩に推考した様に、推古天皇の廿八年（六一〇）に麿戸皇子等が天皇記・國記等を撰録した時であらうと思はれるが、その際、或はそれ以前に、古事記などで見られるやうな、年代とは無關係に、歴代の帝名や系譜類似の記録がまづ作爲されたものらしい。隨つて、これに年代を附加する場合には、御歴代の代數については、もはや動かしがたきものが、存したことと思はれる。されば、推古天皇九年の辛酉の前に、一部だけの年數を當ててさへ、百歳以上の長壽天皇を多く作らなければならなかつたのであるから。建國の年代を更に一部上古に溯らしめることは、事實上不可能であつたと推せられる。だから、丸山氏の疑問とは、反対に、「讖緯説によりて紀年が制定されたといふ事が」認められる以上は、我が國の紀年を一部以上に溯らしめることの方が、寧ろ困難な事情であつたのではあるまいか。神武以前の神代ならば、曩に述べたやうな、長年月を當てることも出來た譯であらうが、人皇の年齢には引伸ばすにも限度があり、而も、神功の時代は三國魏の時代に當てなければならないので、仲哀以前の十三代に、二百歳以上、三百歳以上の天皇を作ることは、如何にしてもなし難きことであつたであらう。隨つて、

日本建國の年代について（下）（橋本増吉）

（一四七）

予は我が上古年代が讖緯説に依據したといふ立場から、推古天皇九年辛酉より一部一千二百六十年を溯つて、神武紀元を定めたことは、御歴代の在位年數を規定する上からも、種々考慮せられた上、定められたことで、決して「漠然と一部を溯つて、その部首に建國創業の日を配した」といふが如きものでなく、讖緯説上當然の歸結として、かくの如く定められたものであらうと考へる。

たゞ、ここに問題となることは、仲哀天皇より神武天皇に至る十四代の代數が、果して眞の史實として認められる得るかといふことである。尤も第十代崇神天皇から仲哀天皇まで五代の代數には、恐らく作爲はあるまいと思はれるから、疑問は開化天皇より神武天皇に至る九代の代數である。もしこの九代の代數が何か據るべき根據があつて、定められたものであれば、問題とはなるまいが、それが建國創業の年代を古く引伸す手段として作爲されたものであるとすれば、中國の夏や殷の場合などと同様に、歴代天皇の數を今以上に多く作爲すれば、よいこととなる譯であるから、それを九代にとじめたのは、何故であらうかといふ疑問も生ずるのであり、そこに何等かの説明を必要とする譯である。

そこで、考へられることは、その始めて天皇記・國記などの撰錄に當りし時、撰者等は必ずその模範を中國の史書に求めたことであらうと思はれるが、中國の史書の中でも、その記傳の標準となつたのは、即ち司馬遷の史記であつたことは、殆ど疑ひなきところであらう。而も、我が國の史實不明なる上古史を撰ぶに當り、天皇記の編撰に最も參照されたのは、恐らく周本紀なるべく、初代武王より九代夷王に亘り、周公旦が攝政として成王を扶掖せしこと、穆王が西戎を征せしこと以外には、殆ど何の傳ふるところなく、第十代厲王に至つて始めて多少史實らしき物語を見ると同様に、我が上代史も神武天皇の建國物語の後、第九代開化天皇まで殆ど何の史實をも傳ふることなく、第十代崇神天皇に

至りて、始めて多少史實らしき物語を見る事實と、著しき類似をなすことは、我が國上代の御歴代數を規定する上に、何等の關係も存しないとして見過すに、躊躇せしむるものあるを思ふのである。その年齢、在位年數等も兩者共にまた全く不明である。もし果して我が上古天皇の代數規定が周本紀に倣ひしものとすれば、第十代崇神天皇以前の代數及び年代が、果して事實上幾何であつたか、全く不明のこととなり、隨つて、普通に我が神武建國紀元が約六百年の誇張ありとなす所說の如きも、未だ俄に首肯し能はざることとなるのである。

もし夫れ、朝鮮史の場合については、今ここにこれを論すべき要を認めないが、たゞ丸山氏の言說に關し一言すれば、朝鮮の史家は凡べて中國の史書に依據して居り、金富軾の三國史記の如き、新羅・高句麗・百濟の建國物語以外は殆ど盡く中國の史書より採錄せしもので、半島獨自の史料に據りしと認むべき記事を見ないのである。隨つて、箕子が封を周室に受けたといふことも、衛滿が漢初に僭號したといふことも、司馬遷の史記に依據したに過ぎないのである。しかも、新羅の始祖朴赫居世の物語を漢の宣帝の五鳳元年に配したのは、三國魏の時代にも、西晉の時代にも、なほ未だ新羅なる國家なく、たゞ僅に辰韓諸國中の一部落國の名稱として知られただけであつたことは、中國の史書の記るすことによりて、明白なる事實であり、新羅の國名が始めて中國の史書に見らるゝのは、東晉の孝武帝太元二年（三七七）に始めて前奏に入貢せし記事であり、百濟が始めて東晉に入貢せし、咸文帝の咸安二年（三七二）に後ること五年である。されば、この兩國が建國勃興したのは、馬韓が晉への最終入貢の記事を見る西紀一九〇年（晉惠帝太熙元年）から、五、六十年の間のこと、見なければならない譯で、百濟・新羅の勃興が三一三年高句麗による樂浪郡の併合の頃なるべしとなす、同學の考案は、恐らく首肯せらるべきものであらう。のみならず、高句麗・百濟・新羅の中で最も早く中

國の史書にその名を知られた高句麗ですらも、漢の武帝の衛氏朝鮮征服の後設けられた、玄菟郡中の一縣名として見えたのに始まり、後の高句麗國の始祖として知らるゝ、東明王朱蒙かと思はれる高句驪侯鶻は、王莽に殺されてゐるのであるから、その時代は前漢末以上に出づることが出来ない事情となつて居り、隨つて、その建國を三國史記では前漢元帝の建昭二年（前三七）に配してゐる。そこで、唐に協力して百濟・高句麗を滅ぼし、始めて半島を統一した新羅は、その起源を高句麗以前に置くべきことを欲したのは、人情自然のことなるべく、ここに西紀前三十七年より以前で、六甲一元の初年甲子の年である西紀前五十七年即ち前漢宣帝五鳳元年まで溯り、この歳を以て新羅の始祖朴赫居世の元年と定めたものであらう。赫居世の治世を以て、甲子より癸亥までの一元六十年となせし如きも、またそれと關連せる思考の現れとして認められる。恐らく漢の四郡設置とは何の關連も存しないし、また我が國の上古紀年制定の場合とも、著しくその事情を異にするものと思はれる。更に後世檀君を以て古朝鮮開國の始祖となし、その時代を西紀前二千三百年以上に溯らしめたのは、我が國で神武以前天孫降臨までの年代を、一百七十九萬二千四百七十餘歳と稱せしのと、類似の心情に基く作爲であることは、多言を要せずして明かなるところであろう。

なほ、今井潔氏はその「紀元小論」に於て、「推古九年を第二蔀首とする理由は貧弱で、筆者にはそれは唯だ神武元年から一二六〇年目だと云ふに過ぎない様にしか思はれない。成程日本紀に於ける辛酉革命説の影響は神武紀に於てはその存在を疑う譯にはゆかない。その完璧な論議は伴信友の日本紀年曆考にみえるが、日本紀の全體を辛酉革命の型にはめる試みは、橋本増吉氏の努力にかゝわらず、餘り Smart な論は成立しないやうである」と論じて居られるが、これは今井氏の誤解で、予は未だ曾て「日本紀の全體を辛酉革命の型にはめる試み」を敢てしたことはないのである。また

實際上「日本紀全体を辛酉革命の型にはめる」といふことは、なし得べきことでもなく、なすべき要も存しない。何となれば、書紀の紀年で問題となるのは、神武より仁德・履中・反正頃に至る年代で、その紀年が如何にして作られたかといふことである。允恭・安康以後については、曩に記したやうに、元嘉暦による何等かの手がかりが存したかとも思はれるし、本來辛酉革命の型などにはめるべきものではあるまいと考へる。

また、今井氏は推古天皇九年を第二蔀首とする理由が貧弱なりとなすために、小川清彦氏の書記曆日考に誘はれ、「天武紀十年三月の條にみえる國史撰述のことは、完成されなかつたとして、これを日本紀編述の發端とみるとは、古事記の序からみても明かなことである。(中略)ところが、この天武紀十年辛巳といふ年は、神武紀元一三四一年であり、積年として一三四〇年目であつて、この一三四〇年といふ數値は儀鳳暦の總法、つまり儀鳳暦の諸暦數(要素)の共通分母なのである。また言い換えれば、この一三四〇年は前述の四分暦に於ける一紀の年數に該當するが、この日本紀編述の發端とされる年の日本紀の紀年數が、儀鳳暦の總法に一致することは、日本紀の暦日が儀鳳暦に依りて計算されたとする、小川氏の指摘と合せ考へる時に、重大視さるべきことのやうに考へられる」と論じ、かつ「我々はハツクニシラス天皇と異名する天皇を二人もつてゐる。それは勿論人皇第一代の天皇といふことであらうが、その一人は神武天皇であり、他の一名は崇神天皇である。また我々は古事記の分註に日本紀の紀年法とは別種な紀年の片鱗をもつてゐる。そしてそれは崇神天皇の崩年以前を缺いてゐる。以上のことから神武紀元とは別な崇神紀元といふものの存在が考へられる。」と結んでゐるのであるが、これ程亂暴な議論もまた類例少きものではあるまいか。

第一に氏は「天武十年辛巳といふ年は神武紀元一三四〇年で」「積年にして一三四〇年目であるといはるるも、年表

を見れば直ぐ明かなやうに、天武十年は壬午の年で、神武紀元一三四〇年であり、辛巳の年は天武九年である。而して、天武天皇が帝紀を撰ばしめたのは、十年壬午即ち一三四〇年三月のこととて、積年にして一三四一年であるから、儀鳳曆の總法とは一年の相違がある。たゞ一年の違ひでも、それが儀鳳曆との關係を否定するものなることは、多言を要せざる所である。恐らく黒板博士等校訂の國史大系本日本書紀の誤植に誤られたものであらうか。元來、儀鳳曆は唐の高宗麟德二年（皇紀一三二五年）五月に施行されたもので、それが儀鳳曆の名を以て呼ばるのは、唐の高宗の儀鳳年間（皇紀一三三六一八年）に東傳せしたまかと思はれるが、我が國に於けるその最初の記録は持統天皇紀四年（皇紀一三五〇年）十一月の條に、「甲申、奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆」とあるもので、それ以前に儀鳳曆の存在した何の痕跡も存しない。されば、それよりも八年以前に儀鳳曆の知識を利用して、我が國の紀年を作定したなどとは、到底考へ得られないことである。また一方では、四分曆の一紀の年數を二十蔀、八十章、一五一〇年と規定しながら、他方では、「この一三四〇年は前述の四分曆に於ける一紀の年數に該當する」といはるるのは、正に飯島博士の遁甲論議や王國維の生霸死霸考に匹敵する、珍説といはざるを得ないのである。

なほ、ハツクニシラス天皇と異名する天皇が神武・崇神の二人ある事と、古事記註が日本紀の紀年法とは別種で、而も崇神崩年以前を缺いてゐるといふ事實とに基き、「崇神紀元紀年といふものの存在が考へられる」といふ所説は、更に一考を要することであらう。蓋し書紀の原文によると、神武の場合には、

辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽帝位於檜原宮、是歲爲天皇元年、（中略）故古語稱之曰、於畝傍之檜原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉、初天皇創天基之日也、

とあり、崇神の場合は、

十二年春三月丁丑朔丁亥、詔曰、朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、（中略）是以、天神地祇共和亨、而風雨順時、百穀用成、家給人足。天下大平矣、故稱謂御肇國天皇也。

と見えてゐる。即ち神武は「始馭天下之天皇」であり、崇神は「御肇國天皇」とある。兩者明かにその意義を異にする。然るに、後世の注解者は便宜上兩者を共に、ハツクニシラスメラミコトと訓讀したに過ぎないのである。されどこの場合、「肇國」なる文字は、漢字本來の意義の通りに、建國の意味で使用されたものとは思はれない。古事記によると、

神武の方にはかくの如き名稱なく、崇神の方には「その御世を稱へまつりて、初國知らす御真木天皇と謂ふ」とある。原文には、「謂所知初國之御真木天皇」となつてゐる。書紀はこれを書き改め、「初國」を「肇國」と記したに過ぎないもので、「肇」は「初」や「始」と同様に使用されたものである。たとへば、天武天皇紀十一年三月の條に、「丙午、命境部連石積等、更肇俾造新字一部四十四卷、」とある場合の「肇」字の使用法と同様なのである。とにかくも第十代に置いた天皇をば、書紀の撰者が建國の天皇と記すべきはずは、あり得ない譯であらう。隨つて、神武紀元に對して崇神紀元の紀年などがあつたとは思はれない。徒らに後世學者の訓讀に誤られて、これ以てその論據となすが如きは、寧ろ誠しむべきことではあるまい。されど、我が國の勃興發展が崇神天皇の時代に始まりしことは、恐らく古傳によりて知られるたりしことで、神武東征の物語が更に後世作爲されしものなることは、魏志倭人傳の解釋上からも、推考し得られる所である。而も、紀年や寶算などの作爲は、少くなくとも、推古二十八年十二月に、皇太子・嶋大臣が共に

議して天皇記・國記等を撰録した時には、既に始められたことと思はるので、隨つて崩年についても何等かの作爲が考へられるし、天武十年三月の帝紀・編撰の時もまた同様であつたと思はれる。されば、記注崩年月日が崇神以前に及ばないのは、會々何等かの古記にかくの如き記事の残片があり、その殘存記事のみを採録せしために過ぎないので、崇神以後でも、垂仁・景行・神功・安康・清寧・顯宗・仁賢・武烈・宣化・欽明など、十代の注記を缺いである譯である。必ずしも崇神紀元を暗示するものとは思へない。

八

そこで、更に解明されなければならない問題は、いはゆる神武建國と崇神天皇との間の眞の年代は、果して幾何と認定さるべきかといふことである。予は曾て「邪馬臺國と大倭國との關連」について論ぜし際、この問題に言及し、「漢民族の大發展に刺戟せられて、その文化的發展の第一歩を踏み出した我が民族は、地理上大陸に面する北九州及び山陰沿岸地方、特に出雲方面より、直接間接に傳來せし漢文化は、後漢の頃に至りて漸くその實を結び、北九州に於ける銅劍、銅鉢に象徵せられし文化形態と、中部日本に於ける銅鐸によりて象徵せられし文化形態とを生じたものであるが、ついで後漢末に至り、北九州の主力は内部の動亂によりて二分し、その敗れたるものの大半は潮戸内海に沿ふて東方に移動し、遂に畿内ヤマトの地に入りて、磐余地方を中心とした、ヤマト國を創建し、漸次發展して東西にその領域を擴大し、その威力は遠く北九州を奄有し、更に山陰及び南九州を壓服すると共に、またその餘力が海を渡りて南韓の地に及びし頃には、東方に於てもその領域は恐らく遠く香取・鹿島の邊に及びしものであらう」と推考したのであつた。⁽¹⁹⁾

而してこの考案は今なほ變更の要を認めない。或は「もしかくの如き事實があつたとすれば、それが當時シナ方面に傳へられなかつたはずはない」との異論を聞くのであるけれども、それは後世の思想に誤らるゝもので、何等密接なる關係を有しなかつた、遠い東夷の詳細な内情が中國方面に知られ得るはずはあるまいと考へる。

中國の史書に於て、始めて明白にヤマト朝廷よりの遣使として、認められ得る記録は、晉書卷十、安帝紀義熙九年（四一三）の條に、

是歲、高句麗倭國及西南夷銅頭大師並獻方物、

とある記事である。けれども、それ以前に畿内ヤマトを中心とする我が日本國が、既に早く完成してゐた事實は、かの高句麗の國岡上廣開土境平安好太王の碑文によりて確認せられ得る所である。即ち同碑文中に、

百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年來渡海、破百殘、□□新羅、以爲臣民、以六年丙申、王躬率水軍、討利百殘、

とある文句中の辛卯の年が、好太王の即位元年（三九一）を意味するものなることは、永樂六年（三九六）丙申の歲にそ の百殘を討伐せし記事との關連に於ても、疑ふべからざることであり、隨つて西紀三九一年の頃には、我が日本國は早く既に完成し、その國力は更に海を渡りて南韓の地に及び、百殘・新羅を服屬して、高句麗と對峙するほどに、發展しあたりしことが、確認せられ得るのである。この事實はまた宋書倭國傳に採録された、倭國王武の上表文に、

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禱、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、

渡平海北九十五國、

とある記事によりても、認められ得る譯で、武が雄略天皇に批定せらるべきは、殆ど異論ないのであるから、雄略天皇の頃までに、我が國域が如何なる範圍に擴大されてゐたか、これによりて略々推測し得るのである。しかも、我が國力が南韓の地に及び、百濟・新羅を臣屬せしめたのは、實に好太王の永樂元年(三九一)に溯るのであるから、それより前に加羅諸國の服屬をも認めらるべき譯であらう。三國志魏志によると、當時半島南部には馬韓・辰韓・弁韓の部落國家群があり、馬韓は「凡五十餘國」、弁辰韓は「合二十四國」とあるも、その列舉せる國名を數へてみると、馬韓は五十五國、弁辰韓は合して二十六國となつてゐる。だから、その總計は八十一國となる譯である。然るに、前掲の倭王武上表には、その海を渡つて平けた海北の諸國を九十五國と明記して居り、三國魏當時の三韓の全國數よりも、十四箇國多數となつてゐる。或は實數よりも誇張したものではないかとの疑念も生じないではないが、必ずしも誇張とのみはいはれまい。今試みに、日本書紀に見えてゐる、南韓の地名を拾つて見ると、神功紀四十九年の條に、

春三月、以_ニ荒田別・鹿我別爲_ニ將軍、則與_ニ久氏等_ニ共勒_レ兵而度_レ之、至_ニ卓淳國、將_レ襲_ニ新羅、(中略)、俱集_ニ于卓淳_ニ擊_ニ新羅_ニ破_レ之、因以平_ニ定比_ニ自_ニ体_ニ・南_ニ加_ニ羅_ニ・喙_ニ國_ニ・安_ニ羅_ニ・多_ニ羅_ニ・卓_ニ淳_ニ・加_ニ羅_ニ七國_ニ、仍移_レ兵西廻至_ニ古奚津_ニ、屠_ニ南蠻_ニ、彌_ニ多_ニ禮_ニ、以_ニ賜_ニ百濟_ニ、於是、其王肖古及王子貴須、亦領_レ軍來會、時比利_ニ・辟中_ニ・布彌支_ニ・半古四邑、自然降服、とあり、また「欽明天皇廿三年春正月、新羅打_ニ滅任那宮家」とある本文の注に、

一本云、任那滅焉、總言_ニ任那、別言_ニ加羅國・安羅國・斯_ニ岐國・多羅國・卒麻國・古嗟國・古子他國・散半下國・乞滄國・稔禮國合十國、

とあり、前記の七國と重複するものは、加羅・安羅・多羅の三國だけであるから、兩者を合すれば、十四國となる譯である。その他にも、比利・辟中・布彌支・半古の四邑や、忱彌多禮なる名稱も見えてゐる。また、神功紀五十年の條に、百濟國に賜はつた多沙城があり、應神天皇八年の注記に、

百濟記云、阿花王立、无_レ禮_ニ於貴國、故奪_ニ我枕彌多禮及峴南・支侵・谷那・東韓之地_ニ。

とあり、ここにも「峴南・支侵・谷那・東韓」なる新たな名稱を見るのである。更に繼體天皇六年の條には、任那國の「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁」なる四縣名が見え、「哆唎國守穗積臣押山」とあり、翌七年の條には、「伴跋國」及び「己汝・帶沙」の名稱があり、同二十一年の條には、「南加羅・喙・己吾」なる名稱が見えてゐる。是等の名稱は必ずしも國名のみとは思はれないが、しかも、その多くは國名であつたやうで、その數は魏志所載の弁辰の國數よりも、増加してゐるやうに思はれる。されど、いはゆる任那加羅の境域が如何なるものであつたかは、これによりて、略_ニ推想することが出来る譯で、もとの弁辰の境域とそれほど多く異なるものではなかつたかと、推考せらるるのである。⁽²⁰⁾

されば、いはゆる任那加羅の境域のみを以てしては、宋書の九十五國なる國數に及ばざること遠きものと認められる。もし三國志魏志韓傳に記するところを以てすれば、三韓全部を合しても八十一國で、九十五國にはなほ十四國も足りないが、その後に百濟が、その國域を擴大し、もとの帶方郡の地をも抱括せし事實によりて、始めて百濟・新羅・任那加羅を合して、九十五國に相當するものとなり得るかと、推考されるのである。かの倭國王武がその上表文文中に、「使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王」と自稱せるところを以て見るも、その「海北九十五國」といふのは、「百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓」の全國數に擬せしものと、思はれる。もとより、秦

韓は大部分新羅となり、慕韓も恐らく大部分は百濟となつてゐたらしいし、任那と加羅とは同一地域の名稱と思はれるので、倭國を加へてこれを七國と稱することは、そこに誇張の傾向が、認められないではないが、とにかくも、その「海北九十五國」が單に任那のみを指せるものではなく、百濟・新羅を包括せるものなるべきことは、疑ひないと考へる。

その「東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國」とあるによれば、當時の日本は凡そ百二十一國餘で、畿内大和地方を中心として、東西に發展せし事實が窺はるると共に、當時のいはゆる「國」が三國魏時代の部落國に比し、著しく擴大されゐたりしものなるべく、畿内地方より西の方九州に至るまでに、六十六國を數へたとすれば、東方の五十五國が常陸・下野・越後の邊に及びし時代であつたことが、認めらるるのである。もとより、これ等の國數にも多少誇張作爲の傾向がないでもあるまいが、大凡の割合はこれによりても推測することが出来るので、海北の九十五國の範圍も百濟・新羅・加羅の全部を意味するものとして、了解され得る譯であらう。しかも、我が國がかくの如き國域の發展を遂行達成せしことは、崇神天皇の四道將軍派遣に始まり、垂仁・景行・成務・仲哀の四代に亘る努力によりしもので、交通不便の當時を思ふ時、決して短日月に遂行された成果とは、考へ難いのである。

或は後世豊臣秀吉の國內統一よりその海外發展の事實が、比較的短日月になされし實例を引き、崇神天皇に始まつた海内統一の事業が、垂仁・景行・成務・仲哀の四代を費やして、漸く海外發展となりしものとしては、餘りにも長年月に過ぐるものではないかとの、異論を聞くのであるが、それはまづ第一に時代の相違を忘れたもので、未だ一度も統一を見なかつた場所で、しかも、交通機關として殆ど見るべきものを有しなかつた時代に、始めて統一的國家をつくらんとする、眞に創業の事實と、既に早く一國として統一され、かつ海外への發展の歴史を有する國で、しかも、いはゆる

西力東漸の時代で、新たなる海外よりの刺戟が著しかつた世界情勢の時、會々中央政府の權威失墜のため群雄蜂起せし場所で、その再統一を完成して、更に海外への發展を敢行せし場合は、大いにその事情を異にせし事實をば、考慮しなければならないはずである。それですら、その再統一が始まられたのは、信長の時であるから、秀吉一代の事業ではなかつたのであり、その年代も一五六〇年頃から、一五九〇年に亘り、約三十一年を費してゐるのである。されば、垂仁から仲哀まで四代はあるが、仲哀・成務の二代はその在位が短かかつたらしいから、年代上からはそれ程長い年月であつたとは思はれない。もし古事記注記の干支によるとすれば、垂仁より仲哀まで四代の年數は僅に四十四年に過ぎないのである。かの太古交通不便な時代に於ける創業の年數としては、決して長きに失するものとは思はれない。かくして神功・應神の御世となり、海外への大發展を見るに至つたものなることは、記紀の傳説上からも、またその海外史料との比較研究からも、推認せられ得るところである。

蓋し、後漢末に於ける北九州地方に於ける動亂の結果として、畿内ヤマトの創業を見たりしものとすれば⁽²¹⁾、三國魏の頃には、倭人の半島への關係は、なほ植民的部落としての存在以上のものであつたとは思はれないが、西晉の初期より東晉の初期に至る頃には、既に畿内ヤマトを中心として、東西兩方面にその發展を遂行しつゝあつたことは、疑ひなく、晉の武帝太始二年（二六六）に九州邪馬臺國女王入貢の記事が終つて居り、晉の惠帝元康七年（二九七）に三國志の撰者陳壽が歿したのであるから、畿内ヤマトの國威が漸く顯著となつたのは、西紀二六六年頃から一九七今まで約三十年の間であるかと考へる。それより西紀三九一年即ち高句麗好太王の永樂元年辛酉まで、約百年の間に、畿内ヤマトはその領土を東西に擴張し、東五十五國、西六十六國を服屬し、その餘力は更に遠く海北に及んだ譯であらう。それが我が國

では即ち仲哀崩後、神功・應神の御世に當るのであるから、この約百三十年の間に、恐らく崇神・垂仁・景行・成務・仲哀・神功なる六代の御世を経過した譯で、一代平均約廿年となるのである。もし垂仁より仲哀までを四十四年とすれば、崇神の御世を約二十五、六年とし、好太王碑の辛卯の年を應神時代と見て、海外發展の時代は約四・五十年の間ではあるまいか。當に首肯されるべき年數であらうと考へる。もし畿内ヤマトの創業を後漢末とすれば、後漢の滅亡が西紀二二〇年であるから、神武の建國は略々その頃かと推考されるので、神武より崇神までの年代は約四十年となる譯である。その間に九代の天皇を配することは、如何にしても無理であらう。されば、もしこの考案が許されるとすれば、神武と崇神との間には二代か三代の天皇を有せしに過ぎないのであるまいか。ここに九代を配したのは、恐らく史記の周本紀に影響せられしものなるべきこと、曩に述べた通りである。

九

先年、前田直典氏はオリエンタリカ創刊號に、「應神天皇朝なる時代」と題する論考を寄稿され、宋書倭國傳の倭王讚を以て應神天皇に批定し、其弟「珍」を以て梁書倭國傳の「彌」の誤りとなし、そこで、宋書倭國傳所載倭王武の上表に、「封國偏遠、作藩于外、自○昔○祖○禰○、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十國、渡平海北九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不憚于歲、臣雖下愚、忝膺先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙百濟、裝治船舫、而句麗無道、圖欲見吞、掠抄邊隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、實忿寇讎、壅塞天路、云々」とある文句の「祖禰」は「祖彌」の誤りで、宋書の「珍」に

當り、倭王武即ち雄略天皇の祖父仁德天皇に批定さるべきである。蓋し、同上表中に「亡考濟」とあるに對應して、「祖彌」と記したもので、「祖父なる彌」の意に解すべく、宋書はこれを誤つて「祖彌」となし、また誤つて「珍」と記したものと、斷するのである。

けれども、この論考は餘りにも字句に囚はれて、前後の史實を顧みず、特に史料の價値批判に於て甚しく不備なるやに思はれる。前田氏は「この記事は必ずしも彌自身がかういふ大事業をしたのだと解せずともよく、彌以前の祖先の事蹟がここに集められ、祖なる彌の名のもとに書かれたのだと解してよからう」と稱し、自慰せらるるのであるけれども、それは吾等の到底考ふること能はざるところである。

元來、前田氏は梁書を重んじて、宋書を軽んずる傾向が強く、梁書の記事によりて、宋書の記事を訂されたのであるが、これは如何なる根據に基くものであらうか。それについてば、單に「もし珍と彌とが別人ならば、宋書に珍とあるのを除いて、梁書に彌と入れたのが不可解だ」といふ以外に、何等の説明をも見ないのである。いふまでもなく、宋書は沈約が齊の武帝の詔を奉じて撰んだものであるが、沈約の自序によると、

宋故著作郎何承天、始撰_ニ宋書、草_ニ立紀傳、止_ニ於武帝、功臣篇牘未_レ廣、其所_レ撰志、唯天文律歷、自_レ此外、悉委_ニ奉朝、請_ニ山謙之、謙之孝建初、又被_レ詔撰述、尋值_レ病亡、仍使_ニ南臺侍御使蘇寶生、續造_ニ諸傳_ニ、元嘉名臣、皆其所_レ撰、寶生被_レ誅、大明中、又命_ニ著作郎徐爰、踵_ニ成前作、爰因_ニ何蘇所_レ述、勒爲_ニ一史_ニ、起_ニ自_ニ義熙之初、訖_ニ于大明之末、至_ニ於藏質魯爽王僧達諸傳_ニ、又皆孝武所_レ造、自_ニ永光_ニ以來、至_ニ於禪讓二十餘年、內闕而不_レ續一代、（中略）、臣今謹更創_ニ立製_ニ成新史_ニ、始_ニ自_ニ義熙肇號_ニ、終_ニ於昇明三年_ニ、（中略）、本紀列傳、繕寫已畢、合_ニ志表_ニ七十卷、臣今

謹奏呈、云々

と述べてゐる。尤もこれより前に、

年二十許、便有撰述之意、泰始初、征西將軍蔡興宗爲啓、明帝有勅、賜許、自此迄今、年逾二十一、所撰之書、凡一百二十卷、條流雖舉、而採掇未周、永明初、遇盜失第五秩、建元四年末、終被勅撰國史、永明二年、又奏兼著作郎、撰次起居注、自茲王役無暇搜撰、五年春、又被勅撰宋書、六年一月畢功、

とも見えてゐる。してみると、沈約が宋書の撰著に着手したのは、既に宋の明帝の泰始以來のことである。齊の高帝の建元四年には國史を撰び、武帝の永明二年には起居注を撰んでゐるのである。清の趙翼はその著「廿二史劄記」卷八に「宋書多徐爰舊本」と題し、

沈約於齊永明五年、奉勅譏宋書、次年一月、即告成、共紀志列傳一百卷、古來修史之速、未有若此者、今按其自序、而細推之、知約書多取徐爰舊本、而增刪之者也、

といひ、また、

余向疑「約修宋書」、凡宋齊革易之際、宜爲齊諱、晉宋革易之際、不必爲宋諱、乃爲宋諱者、反甚於爲齊諱、然後知、爲宋諱者、徐爰舊本也、爲齊諱者、約所補修也、人但知宋書爲沈約作、而不知大半乃徐爰作也、觀宋書者、當於此而推之、

と論じてゐる。けれども、沈約はその本傳によりて知らるる通り、宋の文帝の元嘉十八年（四四一）に生れ、宋の亡んだのは三十八歳の時で、元來宋の遺臣として齊梁の二朝にも仕へた人であるから、齊のために諱むと共に、宋のために

も亦譯むといふのは、あり得ることで、それだけの事實によりて、直に凡べてそれを徐爰の舊作とのみはいはれまい。何承天・山謙之・蘇賀生の後を承けて、それを完成した徐爰の宋書は、東晉安帝の義熙の初めより起りて、宋の孝武帝の大明の末に訖つてゐるのであから、少くとも永光以後、齊への禪讓に至るまで、明帝・廢帝・順帝の三代十四年間の記載は、沈約の補輯と見なければならぬ譯であらう。

而して、宋書倭國傳は高祖武帝の永初二年（四二二）の記事に始り、太祖文帝の元嘉二年（四二五）同二十年（四四三）同二十八年（四五二）世祖孝武帝の大明六年（四六二）及び順帝の昇明二年（四七八）、即ち宋の滅亡の前年に及んでゐるのであるから、その初めの部分は何承天、つぎに山謙之・蘇賀生によりて撰輯され、遂に徐爰によりて大成された記事に關係あるやも測られないが、その最後の記事は沈約の增輯と見なければならぬ譯である。されば、何れにせよ、その記事の凡べてが何れも同時代の人々によりて撰錄されしものなることは、疑ひなきところである。

これに反して、梁書は唐の姚思廉の撰んだもので、唐の貞觀三年（六二九）詔して魏徵と共に梁書・陳書を撰ばしめたといふのであるから、宋の滅亡後實に百五十年にして撰輯されたものである。されば、宋書の撰者等の如く當時の文獻に接することが出來なかつたのは、勿論で、その倭人傳の記事内容から見れば、要するに、後漢書・魏略・三國志・晉書・宋書等、たゞ前代の史書に見る倭人傳の本文を簡約採掇せしだけに過ぎないものである。しかも、その簡約採掇が、頗る無思慮不注意に行はれたために、著しき誤謬に陥り、前代の記錄を歪曲した箇所が少くないのである。たとへば、まづその冒頭に、「倭者自云_ニ太伯之後、俗皆文身」とあるも、これは恐らく魏略に、

聞其舊語、自謂_ニ太伯之後、昔夏后小康之子、封_ニ於會稽、斷髮文身、以避_ニ蛟龍之吾_△、今倭人亦文身以厭_ニ水害也、

とあり、魏志倭人傳に、

男子無大小、皆黥面文身、自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭水人、好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、

とある文句を略載接合したものと思はれるが、魏志に「男子無大小、皆黥面文身、」とある文句の「男子無大小、」の字句を除いて、單に「俗皆文身」と記せしめために、男女皆共に文身なりしものとの誤解に陥る恐れがあり、原文の意を歪曲する結果となつてゐる。尤もここに引ひた魏略の文句も「今倭人亦文身、以厭水害也、」となつて居り、既にここに男女の區別を附してゐないのであるから、梁書倭人傳の筆はもとより魏略のこの記事に據つたものであらうとの異議を有するものもあるとか思はれる。けれども、ここに引いた魏略の文は翰苑に引かれたものであるから、その他の引用例から類推して、かの文句が恐らく魏略の本文通りでなく、翰苑の編者によりて歪曲せられたものであることが、認められるのである。現にこの文中でも「害」を誤つた「吾」と記してゐる。しかも、翰苑の撰者張楚金は高宗・武后に仕へた人であるから、翰苑の編撰は梁書の撰輯よりも後であり、當時魏略がなほ現存してゐたことは、舊唐書經籍志・新唐書藝文志共に魚豢撰魏略の書名を載録してゐることにより知らるので、梁書の撰者もその本文を参照したことと思はれるが、それは恐らく魏志の本文と類似或は同様のものではなかつたかと察せられる。

つぎに、梁書は帶方郡より倭に至る順路を記し、

從帶方^ニ至^レ倭^ニ、循^レ海水行^ニ、歷^ニ韓國^ニ、乍^ニ東乍^ニ南、七千餘里、始度^ニ一海^ニ、海闊千餘里、名^ニ渤海^ニ、至^ニ一^ニ支國^ニ、又度^ニ一海^ニ、千餘里、名^ニ未盧國^ニ、

とあるが、これは魏志倭人傳に、

從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國、七千餘里、始度一海、千餘里、至對馬國、
(中略)、又南渡一海、千餘里、至一大國、(中略)、又渡一海、千餘里、至末盧國、

とある文句を簡約せしものなることは、明白であると同時に、如何に梁書の撰者がその簡約に際し、無思慮であり、不注意であり、原文の字句を脱落し、その意を歪曲して平然たる、その餘りにも亂暴なるに、驚かざるを得ないのである。

これに反して、宋書倭國傳の記載はさすがに當時の撰者が當時の史料によりて記せしものであるから、その全文が殆ど全く公文書の採録とも稱すべきものとなつて居り、前代の史書に依據せしところがなく、中國の史書中では、實に稀に見る正しい性質内容の記録となつてゐる。されば、史料としての宋書倭國傳の價值は、梁書倭人傳の遠く及ばざるところである。前田氏が梁書の記事を重んじて、宋書の記事を軽するが如き態度が、根本的に誤れるものなることは、多言を要せずして、明白なるところである。

蓋し、前田氏が宋書の「珍」を以て梁書の「彌」の誤記であらうと推定せし重要な論據は、「唐初に編纂された梁書の倭の記事は、多分晉宋兩代にヤマトとの交通の結果得た史料に據つたものとみられ、この中で有力な史料となつたのは、梁の沈約の編纂した宋書の倭國傳の記事であつたに相違ない。それ故事實もし珍と彌とが別の人物ならば、宋書にある珍を宋書を使用してゐる梁書が省いて、宋書にない彌を挿入しているのは不可解である。」といふことと、「唐末以前の寫本だといはれる西高辻本翰苑、それに所引の括地志に引かれた、宋書の珍が彌となつてゐるところをみると、古くは宋書には彌とあつたから、括地志や梁書は彌と書いたのだと思はれる」といふ二點である。

その他にも、「倭の方では一二三代前に彌といふ王があるので、わざ／＼それと紛らはしい禰といふ文字をつて、祖禰などと書いて上表するのは、少しおかしな話である」とか、「これは祖禰ではなく、元來祖彌即ち祖なる彌とあつたのを、シナ人が彌といふ人名に慣れぬものだから、祖禰といふ甚だ類似した熟字と混同して、彌の弓偏を示邊にして禰としてしまつたのではない。つまり倭王武の上表文には、祖が彌であり、父が濟であると書いてあつたから、梁書は彌は濟の父即ち武の祖父としたに相違ない。ひねくつて考へると、元來上表文には禰とあつたのを、梁書の編者が彌との類似からよみ誤つて、禰を彌だとみたのだともいへるが、祖禰といふ熟字をよく知つてゐる筈のシナの讀書人には、さういふことはあつたとは思はれない。」とか、「なほその有力の證據となるのは、文献通考の諸版本に、この字が明かに祖彌となつてゐることである。文献通考は（中略）宋書に據つてゐるのであるが、一箇所出てくる倭王彌、即ち通行本宋書の珍は矢張珍或は禰となつてゐるのに、通行本宋書の祖禰だけが明かに弓偏の彌となつてゐることは、何を示すかといふと、もし文献通考の見た宋書のテキストに祖禰とあつたのならば、文献通考が一方では珍と書きながら、ここでだけ弓偏の彌を書くやうなことはなく、シナ語として見慣れてゐる禰をそのままに祖禰と寫したに相違ない。又これから逆に考へると、（中略）、珍が基か彌が基かの問題も、倭王武の上奏文には彌とあるから、彌が基であるといへるわけである」との理由をも掲げてゐるのである。⁽²²⁾

けれども、西高辻本翰苑の本文は餘程文字に疎い寫字者によりて書かれたものと見え、誤字脱字など甚しいものがあることは、予が曾て詳論せし通りで⁽²³⁾、たとへば、魏志の原文に、「海中洲島之上」とあるのを、「海中洲島之山」と誤り、「大夫難升米、次使都市牛利」とある一人の名を混淆して、「大夫難升末利」となし、しかも、「米」或は「牛」

を「末」と誤り、「女生口」の「口」を脱し、「班布」を「班布」とし、「一匹二丈」を「一疋二尺」とし、「親魏倭王」を「新魏倭王」と誤れるばかりでなく、原文には全く存在しない、「四面俱抱海、自營州東南、經新羅、至其國也」といふ文句をすら附加してゐるのである。また翰苑所引の宋書は「宋死萬宋書曰」とあるので、梁の沈約撰宋書とは異なるものと思はれるが、その宋書から引かれた本文には、

永初中、倭國有王曰讚、至元嘉中、讚死、弟珍立、自稱使時節都督、安東大將軍、倭國王、順帝時、遣使上表云、自昔禰、東征毛人五十五國、西服衆夷六、渡平海北九十五國、

と見えてゐる。しかも、その上表は「珍」即ち「珍」の上表なるが如き記載となつて居り當然、「使持節都督」とあるべき記事を「使時節都督」と記し、また元來「自昔祖禰」とあつたと思はれる文句を「自昔禰」と記し、「祖」字を脱し、「六十六國」とあるべき文句の中、「十六國」なる三字を脱して、單に「六」と記してゐる。その引用の杜撰なる、當に驚くべきものあるを見るのである。前田氏は翰苑の蕃夷部新羅の條に引用された括地志には、「案宋書、元嘉中梁王彌云々」とあつて、珍が彌となつてゐるといはるるのであるが、事實は次の如き記事となつてゐる。即ち、

括地志云、案宋書元嘉中倭王彌自稱使特郎都督倭百濟新羅任那秦慕韓六國諸軍事、云々

と記されてゐるのである。僅にこれだけの記事の中でも、「括地志」とあるべきものが、「括地志」とあり、他の場所では「括也志」とすらなつてゐるし、「宋書」が「宋書」、「元嘉」の「嘉」が「嘉」とあり、「倭王珍」が「倭王彌」、「使持節都督」が「使持節都督」、「百濟新羅」が「百濟新羅」、「任那」が「任那」、「秦韓慕韓」が「秦慕韓」「六國」が「六國」とある。僅に三十五字の中に於て誤字脱字の數が十五にも上るのである。その夥しき誤字脱字の中の一つと

して、「亦」なる文字を見るのである。かくの如き事情の下に於て、これを以て誤字にあらずと断じ得るもの、前田氏以外に果して幾人を數へ得るであらうか。苟くも史料文獻の批判に多少の経験を有するものであるならば、この文字が果して括地志の原字を正しく傳ふるものであるかどうか、まづ疑念を以て見るのが當然であらう。殊に同じく翰苑蕃夷部倭國の條には、曩に掲げし如く、明かに「珍」の略字「珍」があり、「禰」も亦その略字「祢」とあるのであるから、恰も「倭王亦」の「倭」が他の箇所に於ける「倭」の誤字であると同様に、「亦」も亦「珍」の誤字であると見るのが自然ではあるまいか。しかのみならず、「亦」なる文字が果して弓偏であるかどうかも疑問である。何となれば、同じく魏志よりの引用文中、

炎間倭地、絕在海中洲島之山、或絕或連、周旋可五千餘里、

とあり、二十三字中で、四文字の誤寫を見るのであるが、その中で「旋」の文字を「旋」と記してゐる。すなはち方偏に對して、「亦」の場合と同様に、「弓」偏を用ゐてゐる。更に他の箇所では「卑彌呼」を寫すに「卑亦娥」なる文字を以てせるものすら見るのである。方偏と弓偏とが屢々混同せられし事實を示すものであらう。されば、問題の「亦」も寫字生は「彌」のつもりか、「彌」のつもりか、たゞこれだけでは、明確に斷する能はざる事情にある。ただ前田氏は「祖禰」を「祖彌」の誤りとする意圖の下に、會々文獻通考に「祖亦」とある事實に依據して、これを「彌」と認むるに過ぎないのである。

けれども、文獻通考は宋末元初の馬端臨によりて撰ばれしものであり、翰苑はその後序によると、唐の張楚金が唐の高宗の顯慶五年（六六〇）三月十一日癸丑并州太原縣廉平里に於て、晝寢の際に、兄と共に孔子に謁すと夢み、この著を

撰したといふのであるから、西紀六六〇年頃に編撰せられた、しかも前述の如く誤字脱字に満ちた唐末の寫本で、その中今問題となつてゐる「彌」なる一文字につき、更にそれよりも約三百數十年も後れて出た、文献通考の記事に基き、斷を下すべきでないことは、更に言を須たざるところであらう。况んや同じく翰苑の中で、その引くところの宋死萬宋書の本文には、「自昔祖彌」とあるべき箇所では彌の略字である「祢」を使用し、讀の弟で、その王位を嗣いだ王の名は、「珍」の略字である「珍」を使用してゐるのであるから、「侯王珍」なる略字も元來「珍」の略字「珍」の更に變形せしものとも、疑はれ得るのである。されど、「珍」「珍」「祢」「彌」と變形せしものが、更に「祢」「祢」と誤解され、或る記録には「彌」として傳はり、他の記録では「祢」として傳へられたことは、あり得べき事情であらうから、文献通考の撰者は乃ち「彌」として傳へし記録に従ひ、「祖彌」と記せしものとの推定は、まづ許され得るところであらう。けれども、前田氏が考ふる如く、逆に文献通考に「祖彌」とあるからといふ理由だけで、他のこれに反證となるあらゆる文獻・史實を無視し、直に飛躍して、その語句の基となつた宋書にも、古くは「祖彌」とあつたであらうといふ推測は、断じて許さるべきでないと考へる。

蓋し、翰苑よりも「二十年乃至三十年前、唐の太宗の貞觀中（六一七—六四九）、李延壽によりて撰ばれた南史倭國傳」にも、「讚死弟珍立」とあり、倭王武の上表には、「自昔祖彌云々」と見えて居り、翰苑よりも稍々後れ、唐の德宗の貞元十七年（八〇一）に、完成獻上された、杜佑撰通典の倭人傳にも、同じく「自昔祖彌」とある。さすれば、これ等の事實は古く唐代に於ても、宋書の本文には「祖彌」とあつたもので、決して「祖彌」とは、なつてゐなかつたことを、立證するものであらう。

然るに、その宋書に依據して撰んだはずと思はれる、唐の姚思廉の梁書倭人傳に、

晉安帝時、有倭王贊、贊死立弟彌、彌死立子濟、

とあるのは、何故であらうか。ここに前田氏の「珍が基か、彌が基か」の疑問を惹き起したのであらうが、それは「珍」が正しく、「彌」は梁書の誤記であること、殆ど疑問の餘地なきものと考へる。梁書の撰者姚思廉は唐の太宗の貞觀の初めに著作郎弘文館學士に任ぜられ、貞觀三年魏徵と共に詔を奉じて、梁書・陳書を撰んだのであるから、それは李延壽が南史を撰んだのと、殆どその時代を同ふする譯であるが、しかも、南史倭國傳が忠實に宋書倭國傳の記事により、僅に「孝武大明六年、詔授興安東將軍倭國王」と記せる所に省略の筆を用ゐてゐる外は、殆ど全くそのままに轉記せんに對し、梁書倭國傳の記事は、前にも述べし如く、恣まことに略記誤記を敢てし、ために原文の意を歪曲するも省みざるが如き筆法で、實に十五行に亘り、五百六十五字に及ぶ宋書倭國傳の記事を省略し、僅に二行六十字に壓縮せるものであり、單に歷代諸王の系譜を略記せるに過ぎず、「珍」を略して、「珍」と記し、或は「珍」と記せしもの、傳寫の際、更に誤つて「亦」となし、「弥」となせしもの、遂に「彌」として記さるゝに至りしこと、寧ろありがちの誤寫ではあるまい。前田氏は「元來、上表文には彌とあつたのを、梁書の編者が彌との類似からよみ誤つて、彌を彌だとみたのだともいへるが、祖彌といふ熟字をよく知つてゐる筈のシナの讀書人には、さういふことはあつたとは思はれない」といふのであるが、傳寫のことにつまることは、普通にいはゆる寫字生で、讀書人と稱すべきものではないのであるから、そこに種々の誤寫誤傳を惹き起すに至るのである。翰苑の場合などはその最も甚しきものであらう。たゞ最初に「祖彌」を「祖彌」と誤つたのは、誰であつたか、なほ更に考ふべき問題であらう。

要するに、宋の遺臣である梁の沈約が何承天・山謙之・蘇寶生等宋代修史家の後を承け、宋代の史料、特に主として公文書によりて編撰した宋書倭國傳に、「珍」とあり、「祖禰」とあり、唐初太宗の貞觀中に、李延壽によりて撰ばれた南史倭國傳にも「珍」とあり、「祖禰」とあり、德宗の貞元十七年（八〇一）杜佑によりて完成獻上された通典の倭人傳にも、「珍」とあり、「祖禰」とあり、唐の高宗顯慶五年（六六〇）以後に張楚金によりて撰ばれた、翰苑所引の宋死萬宋書にも、「珍」とあり、「禰」と見えて居り、降つて南宋の高宗紹興三十一年（一一六二）に五十九歳で卒した鄭樵の通志にも、同じく「珍」とあり、「祖禰」とあるのに對し、南史と殆ど同時代に撰ばれた、しかも誤脱歪曲甚しき梁書倭人傳に、「珍」の代りに「彌」とあり、また翰苑所引括地志中に「眞」とあり、かつ宋末元初の馬端臨によりて撰ばれた文献通考の倭人傳に「珍」とあり、「祖彌」とあるからといつて、直にその事實によりて、古くは宋書倭國傳にも「彌」とあり、「祖彌」とあつたと、認むることが出来るであらうか。讚の弟で、讚を嗣いだものが、「珍」であつたことは、梁書及び翰苑所引括地志以外の凡べての文献の傳ふるところであるのに、全くこれを無視し、また倭王武の上表文に「祖禰」とありしことは、文献通考以外の凡べての文献の傳へであるのに、また全くこれを無視し、劉宋時代を去ること百五十年乃至七百數十年の後世に編撰された書冊中の一文字に執著して、卒然これを以て正しとなすが如きは、史料に對する價值判断の常識をすら逸脱せるものではあるまいか。況んやそれ等の史料より更に後世の撰である、冊府元龜や太平御覽に、如何やうに記され居るとしても、特に重要な意義あるものではあるまいと思はれるが、しかも冊府元龜の「塚」や、太平御覽の「珍」は、文献通考の「珍」と共に、「珍」の變形略字なることは、疑ひなきところである。

しかのみならず、倭王武の上表文の趣旨より見るも、その冒頭の文句が、「自昔祖禰」でなければならぬことは、明白なるところである。何となれば、その本文を注意深く精讀するものは、

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不憇于歲、

とある記事により、累代の祖先が多年の勞苦努力によりて、單に東西の毛人衆夷のみならず、更に遠く海を渡りて海北の九十五國を平げ、今日の國運を開拓せしことを述べたもので、決して單に祖父一代の功を誇示せしものでないことは、明白である。その單に「昔」といはずして、「自昔」といひ、更に「累葉」と表現せる語句からも、これを察することが出来るのである。事實上交通不便の上古に於て、これだけの大發展が祖父一代の間になされ得たとは、到底考へ得られないところであり、また事實上累代の祖先の勞苦努力によりて成し就けられた、かくの如き大功業を、何の必要ありて倭王武がこれをその祖父一代の功に歸せんとするのであらうか、解する能はざるところである。しかも、この大功業が主として祖父の時代に於て遂行されたものでは斷じてなく、既にその前代に於て完成されたりしものなることは、武の祖父かと思はれる珍の上表文にも、武の上表文と同様に、自ら「使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王」と稱し、除正を求めてゐる事實によりて、これを知ることが出来るのである。蓋し、倭王珍はかくの如き自稱の可能なるに至れる功業を、自己の功業として誇示してはゐないのであるから、恐らくは倭王讚以前に於て既にその大功業を完成せしものと推考せらるるのである。何となれば、倭王讚が南朝宋に通ずるに至りし所以のものは、當時我が國運が隆盛で、その威力が朝鮮半島の諸國に及びたりしことを思はしむるからである。その事實はまた

我が紀記の傳ふるところによりても察せられ得るのである。もし前田氏のいふやうに、「彌」を仁徳天皇に、従つて、「讚」を應神天皇に批定するとすれば、しかも「彌」を以てそれ以前の祖先の事蹟功業を代表せしめ、「祖なる彌の名のもとに」これを記せしものとすれば、仁徳天皇も仲哀・應神などの諸天皇と同様に、また武將として活躍せし一人と認めらるべきであらうと思はれるが、紀記その他の傳ふるところは、全くその豫想に反し、後に「仁徳」の諡號を贈られしほど、全然武功について傳ふることなきばかりでなく、その陵墓の如きも、その規模の廣大なること、埃及のギゼの最大のピラミッドの五倍と稱せられ、世界最大の陵墓として著名ではあるが、その相貌は如何にも平和を思はしむるもので、應神陵や日本武尊の白鳥陵などの如く、一見して武將の陵たるを思はしめるものと、全くその感を異にするのである。何れにせよ、祖先の功業をたゞへる場合、これを祖先といはずして、祖父一人に代表せしむるといふが如き實例が、事實上あり得るであらうか、吾等の到底考ふる能はざるところである。なほ「倭の方では二三代前に彌といふ王があるので、わざくそれを紛らはしい禰といふ文字を使って、祖禰などと書いて上表するのは、少しおかしい」といふ前田氏の考へ方なども、「二三代前に彌といふ王があつたといふ、何等確實な證據もないのに、たゞまづ自らこれを盲信して、自らこれを怪しむもので、要するに自己の誤解に囚はれた疑念に過ぎず。もし同様の論法を以てすれば、「祖禰」なる語を以つて上表した事實は、これと紛らはし「彌」なる名を有する王があなかつためだともいへるであらう。けれども、かくの如き逆説はもとより敢て力説すべき要を認めない。

また、前田氏は「倭王武の上表文には祖が彌であり、父が濟であると書いてあつたから、梁書は彌は濟の父即ち武の祖父としたに相違ない」といふのであるが、もし武の上表文に元來「祖彌」とあつたとすれば、その上表文を忠實に採

錄した宋書の撰者が、何故にその本文中にこれを採用せず、別に「珍」なる王名を記載し、しかも「珍」と「濟」との關係を何等記することなくして残したであらうか。もし前田氏が考ふる如く、元來武の上表文に「祖彌」とあつたとすれば、従つてまた宋書には本來古くは「祖彌」となつてゐたとすれば、その上表文を採録した宋書の撰者は、當然濟の父として彌を掲げたはずで、濟と珍（彌）との關係を不明のまゝに残すべきはずはないのであり、その關係を明記することはもとより梁書の撰者を須たなかつたのではあるまいか。特に應神と仁德とは父子であるのに、讚と珍（彌）とは宋書・梁書共に兄弟と認めてゐることも、無視すべからざる重要な事實である。たゞこれだけは考へ得らることであらう。即ち文献通考の本文に於て今日見らるゝ如く、宋書の古寫本の中には、上表文の「祖彌」を誤つて「祖彌」と記せるものがあり、しかも、その本文には濟の前王として「珍」の名が出てゐるので、他の殆ど凡べての記事を省略削除して、たゞ諸王の系譜のみを記載した梁書の撰者は、粗忽にも「珍」は「彌」の誤りを認め、「珍」を除いて「彌」と記し、これを濟の父としたといふことである。前に述べし如く、あれほどにも無思慮不注意なる簡約歪曲を敢てした梁書の撰者としては、かくの如き誤認は寧ろ當然あり得べきことゝ、推認せらるゝのである。正に前田氏が翰苑所引括地志や文献通考の誤記を見て、梁書の撰者と同一の誤解に陥つたのと、同様の事情であつたかと思はれる。なほ更に史實の上から考へても、前田氏がいふやうに、讚を以て應神天皇であつたと假定すれば、應神天皇こそは海外に雄飛されし天皇であつたはずであるから、それより以前數代に亘りて國內の討伐統一に努力せし諸天皇ありしことは、推想に難からざるところである。しかも、それ等歴代諸天皇の功績を總括し、武の祖父で、應神の子である仁德天皇を、その弟と誤解して、これにのみその功績を集積代表せしむべき理由は、遂に認むることが出来ないのである。蓋し前に述べたやう

に、その上表の文句について見るも、「昔祖彌」とはなく、「自昔祖彌」とあり、肇國以來歴代の祖先を意味するものと認むべき語句となつてゐるばかりでなく、「彌祖」、「祖彌」なる語が「父祖歴代」を意味する語として使用されるゝのは、中國普通の慣習であり、倭人はこれに倣つただけで、何等異とするに足らないのである。會々「珍」と「彌」との混用に惑はされ、遂に「祖彌」を以て「祖彌」の誤記と妄斷し、ためにその「歴代祖先」の功業を誇示した、倭王武上表の眞意を無視せんとするが如きは、思はざるも亦甚しき誤解であらう。

それから、前田氏は倭王讚を應神天皇に批定されたので、宋書によると、讚は四二一年と四二五年と二回宋に使を派出してゐるのであるから、應神天皇の崩御年を四一四年とする予の見解を正しくないとせらるゝのであるが、しかも、その讚を應神天皇に批定せらるゝ所以は、倭王武の上表にある「祖彌」を「祖彌」の誤りとし、彌を以て仁徳天皇に批定するためには過ぎないのであつて、その他に何等有力なる理由ありとは、認められない。されば、「祖彌」を「祖彌」と解することが無理であり、隨つて、宋書の「珍」、梁書の「彌」が、武の祖父を意味するものでないとすれば、讚を應神天皇に批定する理由は全く存在しない譯であらうから、應神天皇の崩御年を四二五年頃以後と見なければならないとする主張も、また消滅することとなるのである。前田氏は應神天皇に重點を置かるる餘り、仁徳天皇を餘りにも漠視して居らるるやうに見えるのであるが、この兩時代の史料として最も有力にその時代を象徴するものは、兩天皇の山陵で、前にも述べた通り、應神陵が如何にも武將の陵としての威容を有するに對し、仁徳陵はその規模の廣大なる、恐らく應神陵もこれを容るに足るほどであるけれども、その山容の優麗にして平和的なる、斷じて武將の陵としての感じを與へないのである。蓋し、武將としての應神天皇の後を承け、空前の平和繁榮の時代を現出した、仁徳朝の世相

を象徴するものではあるまい。記紀傳ふるところの傳説からも、その應神朝との著しき相違を推想することが出来るのである。

要するに、前田氏の新研究の基點は雄略天皇上表文中の「祖彌」を誤つて「祖彌」と解したところにあるので、その解釋の誤謬なることが明白なる以上、その他の點について、更に深くこれを追窮すべき要を認めないが、たゞ予の所説に對する誤解については、更に一言なきを得ないのである。

蓋し、前田氏は予が應神天皇の崩御を西紀四一四年に批定したのは、當時の東亞の政治的大勢上から推定したもので、必ずしも阿知使主等遣使の事實にのみ重點を置いた譯ではないと述べた言辭を執へ、

「これはその前年高句麗の好太王が死に、長壽王が立つたといふ事實と、この頃應神天皇が崩せられ、新帝が立たれた事實があつたから、高句麗と日本との間に和平が出來たのであらう」といはれたのである。つまり、ヤマトの使者の高句麗通過が意味するヤマト・高句麗兩國の和平は、兩國共に新帝が立つたことによるのだと主張せられたのである。しかし、博士の説によりて應神天皇が崩せられたためかうなつたとすると、四一三年に倭國の使が晉に至つてゐる以上、天皇の崩御はこの年以前にあつたこととなり、博士の唱へられる四一四年應神崩御説とは矛盾することとなるから、これには從ひ難ひ。

と論じてゐるのであるが、これは予が表現の不備なりしがため、かくの如き誤解を惹き起すに至つたものであらうとは思はれるが、誠に遺憾なことである。もし氏がその論考を公表される前に、今一度予にその疑問を正されたならば、ここに無用の言辭を費やすの要はなかつたかと考へる。

曩に予が「好太王が死し、長壽王が立つた、その頃、應神天皇も崩ぜられたものであらう。その結果兩國の間に和平の時代を生じたものであらう」といつたのは、決して好太王の死と應神天皇の崩とが、年表の上で、同年に起つたことを意味したものではない。その事實は阿知使主等の遣使が應神の末年になされたことを認め、しかも、その歸朝の年に應神天皇が崩ぜられた事實を認めてゐることからも、明白なるべきはずである。⁽²⁴⁾ 前田氏がいはる通り、兩國の和平が好太王の死によりて起つたことは、予も曩に既に認めたところである。それを認めなければ、應神天皇丹七年春二月の遣使阿知使主・都加使主等がまづ高句麗に渡り、その教導によりて晉に入貢し、晉書の安帝紀義熙九年の記事になつたものと、認め得らるべき譯もない。けれども、予が「その頃應神天皇も崩ぜられ、ために兩國の和平ができたものであらう」と表現したとすれば、それは「それから間もなく、應神天皇が崩御せられ、ために兩國の和平時代が續くことが出来たのであらう」といふ意味で、乃ち我が國では仁德天皇の平和繁榮時代となつたことを意味したものである。しかも、前田氏は「好太王時代高句麗とヤマトとの間にあつた敵對關係は四一三年の好太王の死と共に一變したのであつて、それはヤマト側の應神天皇の生死に關せず出來たものと思ふ」といひ、予の見解に同調しながら、それについて、

日本書紀應神紀は天皇の二十八年（丁巳）の條に、「高句麗王使を遣して朝貢る。因りて以て表を上れり。其の表に高句麗王日本國に教ふといふ。云々」と記してゐるが、丁巳は干支一運引下け説によれば、四一七年にあたる。（中略）おそらく應神朝のこの頃に高句麗とヤマトとの間に和平が結ばれたことを反影してゐるもので、しかもその上表が對等或はそれ以上の文章であつたといふ記事は、當時最盛期の高句麗の勢を示すものとして、實際あり得る可能性が十

分に存在する。(中略) 高句麗王のヤマトへの遣使は長壽王即位を契機として、應神天皇朝時代に兩國の和平があつたといふ、一つの證據とみたい。

と論じてゐる。⁽²⁵⁾ それは確かに注目すべき所説であらう。けれども、なほ俄に賛同しがたき難點あるを、認めざるを得ないものである。

蓋し、神功・應神朝の干支が略々「甲百」二十年を繰り下げるにより、その或るもののが三國史記・東國通鑑に見る同干支の史實と合致するものあることは事實であるが、だからといって、その凡べてがさうだとはいへないし、中には全く作爲のものあり得ることも、認めなければならぬかと考へる。たとへば、その史實は同一史實でも、兩者干支を異なる場合も見らるることは、既に曾ても指摘した通り、百濟の腆支即ち紀の直支の死が、紀には應神天皇紀二十五年甲寅の條に記されてゐるのに對し、三國史記・東國通鑑には宋の永初元年(四二〇)庚申の年となつてゐる。これは書紀の方が誤りで、百二十年の繰り下げによりて、説明さるべき性質のものではない。されば、たとひそれが神功紀・應神紀に見えてゐるからといつて、その干支の悉くが百二十年の繰り下げによりて説明され得べきではなく、或は誤つて記された干支もあり、または作爲によるものも存することを忘るべきではないのである。予が紀の庚午、記注の甲午なる應神天皇崩御年の干支を無視して、四一四年甲寅の歲に當てたのも、またかく如き場合の存在を考慮したためである。

今前田氏が問題とした應神紀二十八年の物語を見るに、

廿八年(丁巳)秋九月、高麗王遣使朝貢、因以上表、其表曰、高麗王教日本國也、時太子菟道稚郎子讀其表、怒之責

高麗之使、以表狀無禮、則破其表、

とある。前田氏は「書記のこの記事は説話的要素の殆どないものであるから、たとへヤマトの國を後世の名稱で記してあつても、全く虚構の記事として抹消し去るべきものではなからう。おそらく應神朝のこの頃に高句麗とヤマトとの間に和平が結ばれたことを反影してゐるものであらう」といはるるのである。けれども、この物語の趣旨は、太子菟道稚郎子が百濟から來朝した阿直岐や王仁に師事せられ、諸の典籍に通じて居られたから、高麗王からの無禮なる上表をもこれを知ることが出來たといふ説話で、そこに我が國文化の進歩を誇る意思を含むと共に、後に兄王大鷦鷯尊に位を譲りて、遂に自殺されるに至つた、物語の前提をなすものとも、見られ得るのであるから、「全く虚構の記事として抹消し去るべきものではなからう」と強調するのも如何かと思はれるが、その上表の内容が無禮なるを見てこれを怒り、その使を責め、その表を破つたといふのであるから、「この頃高句麗とヤマトとの間に和平が結ばれたことを反映するもの」とは、寧ろ考へられ得ないではあるまい。阿直岐・王仁來朝の傳説も果して史實として認め得べきものか、疑はれる場合、これと關連して發展せしめた、これ等一連の物語が眞に史實を傳ふるものとして信ずるには、なほ大に警戒を要することと思ふのである。

これに對して、漢直の祖である阿知使主、その子都加使主の物語は、元來十七縣の黨類を率ゐて、中國より歸化せしもので、その東晉への使節を命ぜられ、まづ高句麗に至りてその領導を乞ひ、高句麗王は久禮波・久禮志の二人を導者としてこれに副へ、以て吳に通じたといひ、しかも、その天皇崩御の月に筑紫に歸著したといふのであるから、そこに何等の説話的要素を含まないばかりでなく、晉書安帝紀義熙九年の條に、これと相應する記事を見るのであるから、こ

れを以て全く虚構の物語として無視することは、出來得ないのである。しかも、これを無視しないとすれば、これより以前の出來事として見なければならない菟道稚郎子の物語が、これ以後の年代に起り得べきはずはない譯である。もしこの菟道稚郎子の物語にして多少の史實を傳ふるものがあるとすれば、そなほ高句麗とヤマトとの間に眞の和平が成立しなかつた時代、恐らくなほ好太王在世當時の高壓的態度を以て、我れに望みし面影を傳ふるものと見るべきであらう。隨つて、「丁巳」の干支の如きは、何等これを重視するに値せざるものと考へる。恐らくは書紀の編者がその年代の引き延し工作に際して敢てせる、作爲の迹として見るべきものであらう。

要するに、予は曾て應神天皇の崩御年を西紀四一四年に批定したことについては、今なほこれを變更すべき何等の理由をも認め得ないのである。前田氏の所説はまづ讀を以て應神天皇に批定し、その前提の下に、應神紀の干支を以て悉く正確に二甲百二十年を繰り下げる史實に、合致するものと認めし結果として生ぜしもので、餘りにも自ら作つた粹に囚はれしための誤解であらう。藤間生大氏の所説に對する前田氏の駁論は、大體に於て正鵠を得たものと認められるが、たゞその場合も、仁德陵に對する認識が十分ならざるやに感ぜられるのは、遺憾である。

一〇

なほ、紀記干支の史料的價値については、既に三品彰英氏の論するところであるが⁽²⁶⁾、三品氏は隅田八幡神社鏡銘に、「癸末の年八月日十、大五年」とあるのが、我が國に於ける干支使用の最古の實例と認め、福山氏の考證に従ひ、これを以て武烈天皇の癸末の年（五〇三）に、繼體天皇が意柴沙加の宮にましませし時、斯麻が王の長壽を念じて作らしめ

たものと認め、更に江田發掘の大刀の銘が反正天皇時代を意味するもので、我が最古の銘文であるとなし、紀の履中天皇四年（四〇三）の條に、「秋八月、始之於諸國置國史、記言事、達四方志」とある記事は、反正天皇時代のこの銘文によりて、その事實であつた可能性を證するものであるとなし、同時にこの大刀銘には干支が使用されてゐないので、この二つの史料から見れば、「將來干支使用的新史料が發見せらるるまでは、反正天皇の頃には未だ記録に干支は使用されてゐなかつたと、推斷する外はない」と断じ、更に「大刀銘は偶々發見された一個の例であるから、確言は差控へねばならぬにしても、その銘文全體の上に干支以前の時代の考へ方が、顯著に看取されるから、そこに干支記入の缺けてゐることは、必ずしも偶然ではなく、時代思想の然らしめたことをも、推知し得るであらう」と注意し、結局「訂正された新記年で云へば、」「我々は干支使用の歴史に於て、（中略）五世紀後半期なるものを特に注意すべきである」との結論に達し、その第五紀後半期を代表する御代として、雄略天皇の時代を指摘してゐるのである。

三品氏の干支に關するこの見解は、予が曩に論究した元嘉曆將來の時代が、允恭・安康の時代に溯るべしとなす考案にも相應するものであるが、たゞその使用が雄略天皇時代にまで降るものか、問題であらう。蓋し古事記注記の干支は、たとい後世の記入であるとしても、ただ出鱈目に記されたものではなく、また書紀の紀年以外に別種の紀年があつたとも考へ難いから、（何となれば、持統天皇四年（六九〇）以前に我が國に知られた暦法は元嘉曆以外には考へられない）ので、もし上古の紀年を作爲するとすれば、必ず元嘉曆に據らなければならぬはずであるが、前掲の紀記崩御年月日比較表によりて明かなやうに、元嘉曆によりて作爲された、書紀の紀年と合致するのは、用明・崇峻・推古三代の年月だけである事實によりて見るも、記注の崩御年月日が上古を通じて作爲された一種の紀年に基いたものでないこと

は、明白であるから、恐らく書紀に採用された干支紀年以外に、別種の古傳の殘片が存したのではないかといふ疑念も生ずる譯である。だからといって、記注の干支に特に歴史的價値を認むる譯では決してない。たゞこれを全然無視することを躊躇するだけである。なるほど、反正天皇時代のものと認められる江田發掘大刀銘には干支がなく、またその文體も干支使用以前の考へ方が顯著に看取されるには相違ないが、だからといって、その時代の凡ての文書がさうであつたとはいひきれない。たとへば、古事記・書紀の撰ばれた元明・元正兩帝の時代はもとより干支使用の時代であつたし、また雄略天皇以後は確に干支使用の時代であつたと認められるのに、古事記には全く干支の使用を見ず、その文體は古風の書き方となつてゐるのに對し、書紀は全編を通じて干支紀年となつてゐる事實によりても知られ得る通り、干支使用の時代にありても、凡ての文書が必ず干支を有するとは限らないのである。江田發掘大刀銘も我が國振りの文體によつたために、特に干支を使用しなかつたものかとも思はれるし、その場所も遠く都を離れた九州の地であるから、なほ一層かくの如き古風の名残を留めたものとも、思はれ得るのである。そこにこれ等の干支に對しても、多少の考慮を要するものが存するのである。

それから、三品氏は更にその論旨を進め、

右の如く雄略天皇の頃から我が國の所傳や記錄類に干支或は年次月日を持つものが存するやうになつたと推定することは、既往の多くの紀年論者が雄略紀から日鮮史料の紀年的一致が見られると、論斷してゐることと關聯して來るのであるが、それと共に、神功紀以後に見られる「百濟本紀」「百濟新撰」「百濟記」などの干支を持つ外國史料の引用の上に、雄略紀以後とそれ以前との間に、顯著な特徴が見られると云ふことも、併せて注意すべきである。

と稱し、その特徵として雄略紀以後に於ては、「彼我史料の年次的相違を併記してゐるのは、我が所傳にも干支が用ひられてゐたから、一方を本文に採用し、他を参考として分注した」ものなるに對し、それ以前の歴代の紀に於ては、かゝる年次的不一致が全然見られない。且百濟側の史料に干支年次があつたことは、確實であるから、かうした一致は該當する干支に關しては、百濟史料にのみ依つたこと、従つて我が史料には干支年次のなかつたことを、推測せしめるものである」と論じてゐるのであるが、この見解もなほ多少の考慮を要するものではあるまいか。

蓋し、雄略紀以前に於ても日本書紀には應神紀二十五年甲寅の歲に「百濟直支王薨」とあるに對して、三國史記・東國通鑑には宋の永初元年(四二〇)庚申の歲に「百濟王胰支薨」との記事を見ることがある。甲寅の歲は四一四年に當るのであるから、そこに六年の相違が見られる譯である。尤も書紀では應神天皇三十九年(四二八)戊辰の條に、「百濟直支王遣其妹新齊都媛、以令仕、爰新齊都媛率七婦女、而來歸焉」との記事を見るのであるが、これは菅政友氏がその任那考上に述べてゐる通り、毗有王の誤記なるべく、三國史記の毗有王二年戊辰の條に、「倭國使至、從者五十人」とある記事に相應するものであらう。とにかくも、たゞ一例ではあるが、書紀の干支と一致しない韓人の記事が見られる以上、「雄略紀以前の歴代の紀には、かかる年次的不一致が全然見られない」と、斷ずる譯にはゆくまいかと考へる。尤も三品氏は「百濟本記・百濟新撰・百濟記などの干支を持つ外國史料の引用の上に」と、條件を附して居られるのであるから、予がここに指摘した胰支王の薨年記事などは、無視されたのであらうとも思はれるが、しかし、たといそれが外國史料の引用文でないとしても、應神紀にかくの如き記事のあることは、何等かの理由によるものなるべく、何等の説明を加へずして、これを無視すべきではあるまいと考へる。

惟ふに、神功紀の中で、外國史料引用の箇所は六十二年壬午の條に、百濟記を引きて、「壬午年云々」とあるだけである。けれども、その前の五十六年丙子の條には、「百濟王子貴須立爲王」とあり、五十五年乙亥の條には、「百濟肖古王薨」とある。その肖古王薨年干支は引用文の干支と書紀本文の干支と共に合致し、三國史記のそれとも一致するが、近仇首王即ち書紀の貴須王即位の年は三國史記では近肖古王薨年と同年で、乙亥となつてゐる。然るに、枕流王薨、辰斯王奪立は書紀・史記共に乙酉、應神紀に入りて、辰斯王薨、阿花王即ち史記の阿莘王即位は丁酉とし、壬辰、阿莘王薨、腆支王即位は何れも乙巳となつてゐるが、腆支王の薨、久爾辛王の即位に至つて書紀には甲寅、史記には庚申とあり、著しき相違をなしてゐる。しかも、應神紀では百濟記を引いて注記せるもの、二箇所に及ぶのであるが、何れも干支の記事を見ないのである。されば、三品氏は「雄略紀以前の歴代の紀に於ては、かゝる年次的不一致が全然見られない」といひ、これを以て神功・應神時代の百濟關係記事に見る特徴とせらるるのであるけれども、事實上、干支を有する百濟記よりの引用文は、神功紀に見る肖古王薨の干支記事たゞ一つだけに過ぎないのである。もし書紀・史記の本文について見れば、神功紀に一箇所、應神紀に一箇所、兩書の干支記事に不一致のものが見えてゐる。

つぎに、雄略紀以後について見るに、雄略紀一年戊戌の條に、「百濟池津媛、違天皇將幸、淫於石河楯、天皇大怒」との記事があり、これに對して、百濟新撰の「己巳年、蓋齒王立、天皇遣阿禮奴跪來索女郎、百濟莊飾慕尼夫人女、曰適稽女郎、貢進天皇」なる記事を引いてゐる。然るに、雄略天皇一年は戊戌で、四五八年に當り、これに最も近き己巳の歲は四二九年（書紀では允恭天皇十八年）であり、三國史記では毗有王三年に當るので、兩者の間は實に二十九年の隔りとなつてゐる。もし百濟新撰の適稽女郎が日本書紀の池津媛であるとすれば、新撰の干支が誤りで、

兩者との間に著しき不一致を示してゐる。されど、三國史記にあるやうに、蓋歎王の即位を四五五年乙未（書紀では安康天皇二年）とすれば、雄略天皇二年戊戌はそれより三年日となり、適稽女郎を池津媛と見ても、話のつゞきは有り得べき事情となるのである。されば、この場合、紀の雄略天皇二年戊戌と百濟新撰の蓋歎王即位の年の干支記事とは同一でないのが當然で、百濟新撰の干支記事に誤謬あるものと見るべきではあるまいか。つぎに、雄略紀五年辛丑の條に、百濟新撰を引き、「辛丑年蓋歎王遣弟琨支君、向大倭、侍天皇、以修先王之好也」と見えるのであるが、これは書紀本文にこの年百濟の加須利君即ち蓋歎王がその弟軍君を遣し、天皇に事へしめたとある記事に相應するもので、兩者の干支記事には何等の不一致をも見ないのである。

それから、雄略紀廿年丙辰冬の條に、百濟記を引き、「蓋歎王乙卯年冬、猶大軍來攻大城、七日七夜、王城降陷、遂失慰禮國、王及大后王子等沒敵手」と注してゐるが、これは書紀本文の記事と一年の相違をなしてゐる。また、武烈天皇四年壬午の條に、百濟新撰の文句を引いてゐるが、これには干支の記事がないので、問題とはならないし、更に繼體天皇三年乙丑、七年癸巳、及び九年乙未の條に百濟本記の文句が注記してあるが、これ等にも皆干支の記事を見ないのである。なほ、欽明天皇二年辛酉、同五年甲子（ここには六箇所に亘り百濟本記とある）同六年乙丑、同七年丙寅、同十七年丙子の條に、百濟本記を引いてゐるが、何れも干支の記事を見ないし、同十一年庚午の條に引ける百濟本記の文句には、二箇所に及び日の干支を記してゐるが、年の干支を見ないのである。たがら、干支紀年について論する限り、百濟記と百濟新撰だけが問題となり、百濟本記は全く無關係な譯である。しかも、書紀の本文と相並んで注記されてゐるのは、神功紀六十二年壬午の條に、百濟記の一注記、雄略紀二年戊戌及び五年辛丑の條に、百濟新撰の注記、同廿年

丙辰の條に、百濟記の一注記を見るだけである。その中で、神功紀六十二年と雄略紀五年辛丑との場合は、本文と注記との干支に不一致の事實を見るのであるが、更に三國史記の干支記事を参照すれば、神功紀五十五年乙亥、六十四年甲申、六十五年乙酉と應神紀三年壬辰、八年丁酉、十六年乙巳及び雄略紀二年戊戌の場合とが一致するに對し、神功紀五十六年丙子及び應神紀二十五年甲寅の場合は不一致の例となつてゐる。されば、三品氏が津田氏の所説に共鳴して、雄略紀以後は年次的相違を併記してゐるから、我が史料にも干支があつたと思はれるが、それ以前の歴代の紀にはかかる年次的不一致が全然見られないから、干支に關しては百濟史料にのみ依つたものであるとなす考へ方は、なほ再考の餘地あるものと認められる。

三品氏は雄略紀以前、即ち神功・應神兩紀には年次的不一致は全然見られないことをその特徴とするといはるるも、これを實證する史料としては、たゞ神功紀六十二年壬午の條に、百濟記を引ける一例があるだけに過ぎないから、「それ以前の歴代の紀に於てはかかる年次的不一致は全然見られない」と強調斷定するには、その史料が餘りにも貧弱ではあるまいか。もしまだ三國史記との比較を考慮するとすれば、書紀・史記兩記事の干支の一致するもの、神功紀に三箇所、應神紀に三箇所見られるに對して、不一致のものもまた神功紀に一箇所、應神紀に一箇所を見るのであるから、「歴代の紀に於て年次的不一致は全然見られない」といはれまい。特に神功紀の場合は前王の薨年を以て次王の元年とする朝鮮史料の例によらないで、前王薨年の翌年を次王の元年とし、その他の場合と異つてゐる點が注目されるのであり、應神紀の場合は同一事實に對する書紀・史記の干支が全く異つてゐる。これ等の事實はもし當時の史實について全然日本の史料存せず、凡べて百濟の史料によりて書かれたものであるとすれば、應神紀の場合は書紀編者の據りし百

濟史料が、三國史記編者の據りし百濟史料と異つた干支記事を有せしもので、神功紀の場合は、書紀編著の錯誤に基くものと、認むる外はないのである。けれども、これ等の干支記事は神功紀・應神紀の百濟關係記事が悉く百濟の史料に據りしもので、全然日本側の史料を有しなかつたといふ事實を證明するものとは、なり得ない譯である。もし不一致の干支存することを以て、雄略紀以後に對する三品氏の主張のやうに、我が所傳にも干支があつた證據とすることが認められるとすれば、雄略紀以前に於ても、「我が所傳にも干支が用ゐられてゐたから」かくの如き「彼我史料の年次的相違を」生じたものとも考へられ得るであらう。それと同様に、雄略紀以後に於ても、二年戊戌と廿年丙辰とは不一致であるが、五年辛丑の場合は、本文注記の干支にその一致を見るのであるから、三品氏のいふやうに、「一方を本文に採用し、他を参考として分注し」、「我が所傳にも干支が用ゐられてゐた」事實を示すものとは思はれない。されば、その干支記事の一一致不一致の事實のみによりて、我が國に於ける干支使用の存否を推定し、引いてその史料の性質をも認定せんとするが如きは、頗る危險なる試みではあるまいか。それは恰も隈田八幡鏡銘と江田發掘大刀銘との二史料だけによりて、無條件に干支使用の始まりを雄略朝と斷定することの危險なると、同様であらう。

元來、我が國に文字の傳來した時期を、古事記・書紀に基きて、應神天皇の十六年（乙巳）に王仁來朝の時、論語・千字文を將來せしに始るとなすが如きは、千字文が梁の周興嗣に始まるので、我が應神朝の頃に存在せしはずなしとなく、新井白石・島田重禮博士等の考證を持つまでもなく、⁽²⁷⁾もとより信すべからざる説話に過ぎず、後漢の初め奴國王は光武帝に金印を賜はつて居り、倭の使人は自ら大夫と稱したといふのであるから、文字の傳來は少くとも後漢までは溯るのでではないかとすら疑はれるし、畿内ヤマト方面でも、その國力の九州地方に及びし頃には、既に文字を有したかと

思はれる。これはもとより推想に過ぎないが、しかも有り得べき推測ではあるまいか。されば、干支に關する知識も、或は意外に古く溯るのではないかとも疑はるが、少くとも元嘉曆法の傳來を思はしめる、允恭・安康の頃までは溯るべきであらうかと、推考されるのである。

二

それから、我が國の建國年代の推定に關して更に注目しなければならないことは、その韓半島との關係である。蓋し倭人が朝鮮半島の南邊にその地歩を占めたのは、恐らく漢時代にまでも溯るものではないかと、疑はるるのであるが、魏志の韓傳及び倭人傳によると、まづ韓傳の冒頭に、「韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接、方可四千里、」とあり、更に馬韓の條に「桓靈之末、韓滅彊盛、郡縣不能制、民多流入韓國、建安中、公孫康分屯有縣以南荒地、爲帶方郡、遣公孫模張敞等、收集遺民、興兵伐韓滅、舊民稍出、是後倭韓遂屬帶方、」とあり、また辰韓・弁辰の條にも、「國出鐵、韓滅倭皆從取之、諸市賈皆用鐵、如中國用錢」とあり、「其瀆盧國與倭接界、」と見えてゐる。更に倭人傳には、「從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國七千餘里、」とあり、また對馬國・一支國について、何れも耕田食に足らず、「乘船南北市糴」とある。

今是等の史料を綜合判定するに、三國魏の頃に於ては、既に倭人が半島の南邊に定住するのが相當の數に上り、瀆盧國とその境を接して居り、その中には對馬・一支との間に米穀の市糴に協力し、或は鐵の採掘取得などに從事して、帶方郡に服屬してゐたものも存したと思はれる。而も、倭人のかゝる活動が特に著しくなつたのは、恐らく後漢末、即ち

桓・靈・獻三帝の頃からではなかつたかと推せられる。蓋し魏志馬韓傳に、「桓靈之末、韓滅彊盛、」とあるのは、後漢書倭人傳に、「桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子、名曰卑彌呼、年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆、於是、共立爲王、」とあり、魏志倭人傳に、「其國本以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐、歷年、乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、」とある事實と相應するものではあるまい。尤も魏志馬韓傳に、「桓靈之末、韓滅彊盛、」とある文句は、後漢書韓傳には、「靈帝末、韓滅並盛、」となつてゐるが、これは魏志の「桓靈之末」なる文句が無理であるから、これを「靈帝末」と書き改めたものであらうが、事實はやはり、「桓靈間」のつもりではあるまい。實に後漢の政治力が漸く衰頽し始めたのは、西紀八十八年正月、章帝の崩後、和帝が僅に十歳で位に即き、ために外戚宦官の患いが起つたことに始まるのである。かくて、桓帝の時には黨錮の獄が起り、西紀一六七年十二月桓帝の崩後、靈帝が僅に十二歳で位に即きし後は、再び黨錮の獄を起し、内政大に亂れて、群盜各地に起り、中にもいはゆる黃巾の賊最も猖獗を極め、旬月にして天下の大亂となつたのであるが、その鎮定後も諸將各自兵を擁して群雄割據の勢を呈し、遂に獻帝の時に至つて三國分立の大勢を馴致したのであつた。而も、中國に於けるかくの如き騷亂は、次第に外邊の蕃族にもその影響を及ぼすものであるから、滿洲に於ける高句麗の勃興、半島に於ける韓滅の彊盛、倭國に於ける歷年の大亂等何れも中國に於ける騷亂の波紋として、一脈相通するものあるを思ふのである。

而して、かくの如き社會の動亂は、その民族のつぎの飛躍に對する前提をなすもので、半島に於ける三國の創建、倭人諸國に於ける日本國の創建は、この前提を経て、達成せられしものと、認めらるべきものであらう。即ち半島に於て三韓の結成を経て、三國の創建となつた間に、我れにありては、北九州・南九州、或は更に東九州の結成、畿内地方・

出雲地方・吉備安藝地方の結成といふが如き、各方面に於ける、比較的有力なる部落國家を中心とせる、諸部落の結成が行はれ、中にも古來大陸文化の影響最も著しき、邪馬臺國を中心とせる北九州の諸部落結成が、最も著名なものとして、最も早く中國との關係を生じたものと、認められるのである。それは恰も韓半島南部に於ける韓人の諸部落間に馬韓・辰韓・弁辰の三部落國家の結成が成立せし時と、その時代を同うするもので、恐らく後漢時代より司馬晉の初めに及ぶものであらう。すなはち、漢武の東方遠征に刺戟せられて、漸く部落國として活動を始めた北九州の諸部落は、後漢の初め既に奴國を中心とする諸部落の結成となり、ここに光武帝の中元二年（五七）奴國王の入貢奉獻となつたものに相違あるまいと思はれるが、その下限については、嘗ても論じたやうに、晉書韓傳について見れば、辰韓の名は二八六年から、馬韓の名は二九〇年からその跡を絶ち、東夷の朝貢は二九一年から見えなくなり、百濟の名は晉書慕容皝傳中で、咸康七年即ち三四一年に慕容皝が高句麗を攻略せし翌年、即ち三四二年に參軍封裕が皝を諫めた奏文中に見えるのが初見で、晉への百濟の入貢は咸安二年即ち三七二年、また新羅の前秦への入貢は太元二年即ち三七七年が初見である。だから、百濟が馬韓諸部落國を統合したのは二九〇年から三四〇年頃まで、約五十年の間のことであり、封裕の奏文中に、「句麗・百濟及宇文段部之人」とあり、また資治通鑑卷第九十七、晉紀十九の穆帝永和二年（三四六年）の條に、「初夫餘居于鹿山、爲百濟所侵、部落衰散、西徙近燕、而不設備、」云々とあるのを見れば、當時百濟は高句麗と相並び、有力なる國として認められたりしものゝ如く、建國後日なほ淺きものとも思はれないでの、その統合を完成したのは、恐らく三〇〇年を下ること遠からざる頃で、高句麗國が樂浪郡を併合した、三一三年頃となす見解は、まず穩當なる推定ではあるまいか。新羅の建國もそれと並んで行はれ、その完成は百濟につぐものであらうと思はれる

が、しかも、新羅の統合がものいはゆる辰韓地區に限られ、魏志韓傳に、辰韓部落と雜居したために、これと一括して記載せられた、弁辰即ち弁韓部落の地區に及はず、その地區は別に任那加羅と稱せられ、我が國の勢力下に立つに至つたことは、三品氏も「新羅の統合可能が充分に考へられるこの弁韓の地域が、何時までもその統合下に入つてゐないところを見ると、それを阻止する別の勢力がこの地區に働いてゐたと、換言すれば、既にこの地方は日本の勢力下にあつたと解さなくてはならぬ。このことは弁韓地區即ち加羅諸國がすつと後に日本勢力の退去するに従つて、新羅の支配下に入つて行つた歴史からも、逆に類推することが出来るであらう。してみると、日本の加羅地方經營は、百濟・新羅の國家成立と同時的に、或はそれよりも寧ろ早く、開始されてゐたのではないか。且それは嘗て三世紀の中頃に倭人が南韓の地に民族誌的に分布してゐた線に沿ふてゐる」と論じてゐる通りで、大體に於て、予の見解と一致する。

たゞ魏志倭人傳及び韓傳の傳ふるところは、倭人が南韓の地にも進出してゐたらしいことを暗示するだけで、後の畿内ヤマトの進出とは、直接に關係あるものとは思はない。三品氏は内藤博士など、同じく、魏志の邪馬臺國を畿内ヤマトとなす認定の下に、その論議を進めて居るので、⁽²⁹⁾魏志韓傳の「南與倭接」、「瀆盧國與倭接界」とある文句だの、魏志倭人傳の「到其北岸狗邪韓國」とある文句により、「右の魏志の記事を率直に讀めば、當然當時倭人が半島南部に占居してゐたと解するより外はないが、それが倭國即ち邪馬臺國の支配下に屬してゐた、換言すれば、倭國の政治的支配が韓地にまで及んでゐたと、解することは出來ぬ。(中略)、即ち三世紀前葉に於ける南韓地の倭人は民族誌的に解するを至當とするが、然し倭人の國家形成の進展と政治活動の強化は、當然この倭人の民族的分布の線に沿ふて進み行くのが原則であり、その活動が旺盛な場合には、短日月の間にその完成を見るものである。魏の時代に南韓の地

に倭人の居たと云ふことは、遠からず倭國の國家活動の開始に從つて、そこが倭國の半島經營の策源地となることを豫想せしむるに充分である。」と論じ、つぎに、前に引用した百濟・新羅成立の年代考に入り、更に、
或はこの統合活動は三一二年の晉郡縣の廢絶の頃から開始されたと推測しても、よくはなからうか。
となし、つぎに、

かく考へて行くと、百濟・新羅が日本勢力と交渉を持つたのは、その統合活動と同時であつたと想像せられ、前述の如く、百濟國の成立が四世紀前半中にあつたとすれば、かの好太王碑の「倭以辛卯年來渡海、破百殘、□□新羅」⁽³⁸⁾とある辛卯が、未松氏の説の如く、三二一年であつたとしても、無理は生じないのである。

と述べてゐる。けれども、この考案にはなほ再考の餘地あるものと思はれる。

蓋し、三二一年は倭女王貢獻記事の最終年である二六六年から六十五年の後であり、馬韓の最後の入貢記事が見えてゐる一九〇年から四十一年後で、百濟の國名が始めて中國の史籍に見えてゐる三四二年から十一年前である。また、中國に於て晉の八王の亂の終つたのは三〇六年で、これと殆ど同時に五胡侵入の時代となり、李雄が成都王を稱し、劉淵が漢王を稱したのは、三〇四年である。ついで、遼東に於て慕容廆が自立したのは、三一九年で、その子慕容皝が燕王を稱したのは、三三七年である。乃ち三二一年はその間に位し、百濟・新羅が漸くその國を肇めた頃に當つてゐるやうに推せられる。神功・應神の御世が百濟の近肖古王・近仇首王乃至阿萃・腆支等諸王の時代に相當することは、彼我史料の比較上動かないところであるから、崇神天皇の頃に始まつたと思はれる畿内ヤマトの發展が、中國・四國・九州を掩有するに至るまでに垂仁・景行・成務・仲哀の四代を要したとなす我が傳説は、必ずしも架空の説話として、無視さ

るべきものではあるまい。今、日本書紀と三國史記との干支紀年が合致する年紀を見るに、「晉寧康三年（即ち三七五年）乙亥、百濟王近肖古薨、太子近仇首立」とあるのが最古で、三三一年よりも四十四年後である。假りに、古事記注記の干支によりて、崇神天皇崩御年を戊寅の年と見れば、西紀三一八年に當るので、三三一年辛卯よりも十三年前となり、成務天皇の崩御年を記注によりて、乙卯（三五五）の年とすれば、垂仁・景行・成務三代の年代は合して三十七年であるから、平均一代十二年餘となり、事實上あり得べき年數で、全く誇張のあとを見ないどころか、寧ろ過少の感すらあるのである。隨つて、三三一年辛卯は垂仁の末年か景行の初年に當るのではないかと思はれる。もし神武の肇國を、嘗て論じたやうに、後漢末一一〇年頃とすれば、それより崇神の記注崩年まで約九十八年となり、神武と崇神との間に三代の天皇ありと見て、一代平均約十九年となるのであるから、他の實例に比し、決して、無理とは思はれない。

要するに、神武肇國の後、二代或は三代の間は、後の大和國にその國體を確立することに費やされ、崇神天皇に至りて漸く四方の經略に著手し、垂仁・景行・成務・仲哀の四代に亘る約四十四年の間に、當に國內統一の事業に努力しつゝあつたと見るべきで、宋書に見る倭王武の上表に、「東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國」とある時代に當つて居り、「渡平海北九十五國」とある時代は、それにつぐ神功・應神の時代と見なければ、無理であらう。しかも、神功紀と三國史記との干支の一致は百濟の近肖古王の歿年なる三七四年甲戌に始まるのであり、我が國と百濟との接觸は三四六年に始まる近肖古王時代を溯るものとは思はれないでの、既に三三一年、百濟の比流王二十八年の頃、我が畿内ヤマトを中心とする日本國の勢力が、南韓の地に及んだと見ることは、如何にしても無理である。

三品氏は「日本の加羅地方經營は百濟・新羅の國家成立と同時的或はそれよりも寧ろ早く開始されたのではないか」

といはれるのであるが、「魏の時代に南韓の地に倭人の居たと云ふこと」と、「倭國の國家活動の開始に従つて、そこが倭國の半島經營の策源地となることを豫想せしめる」といふことからは、直にかくの如き結論を思はしむるものではあるまい。元來、倭人が南韓の地に進出したのは、三品氏もいはれた通り、三國時代、第三世紀に溯ることは、魏志東夷傳の記事によりて明白で、三品氏が引用せられし文句以外にも、なほ重要な記事あることは、裏に指摘した通りであるばかりでなく、なほ、山海經海内北經・漢書地理志・魏志倭人傳等の記事によれば、倭人の南韓進出も或は漢代に溯るかとも思はれる。かの新羅の建國物語に倭人の關與せしものあらざるやを思はしむるものあるが如き、また倭人の南韓進出の名残を傳ふるものではあるまいか。而も、南韓に於ける倭人のかくの如き進出が、後漢末に於ける倭國の大亂と密接なる關係あるべきことは、忘るべからざる重要事で、かの動亂の結果、瀬戸内海に沿ひて、東に進出せしものは、畿内大和に入りて、後の日本國の始めをなし、海を渡りて北に進出せしものは、南韓に入りて、他日日本國の半島發展の足場となりしものであらう。何れにせよ、倭人の南韓進出が割合に古く溯り、三國の頃には、弁辰韓諸部落の間に雜居せしものありしことも、推測され得るところではあるが、我が日本國の國家活動が、西紀三三〇年頃、百濟・新羅の馬韓・辰韓諸部落國の統合完成と同時、或はそれより早く南韓の地に及んでゐたとは、必ずしも考へられ得ないのである。何となれば、日本國の海外進出は、曩に述べた通り、百濟の近肖古王時代を溯るべき理由を、見出すことが出來ないからである。而も、百濟國が半島第一の大國として、高句麗と并稱されたのは、三百四十年代のことであるのに、それより十餘年を溯り、三三一年辛卯に、倭人が海を渡り來りて、百濟・新羅を服屬したといふが如き事實が、如何にして考へられ得るであらうか。時代錯誤もまた甚しいといはなければなるまい。この一事によりても三三一年辛卯説の誤

りなることは、明白であらう。而もなほ三品氏が三三一年説に味方しなければならなかつたのは、實に魏志の邪馬臺を以て畿内ヤマトに批定することに、禍ひされたものであらう。けれども、新羅による辰韓諸部落國の統一に際し、これと密接なる關係にあつたかと思はれる弁韓諸部落國が、恐らくその中の弁辰狗邪國・弁辰安邪國・弁辰甘路國などから發展した、駕洛諸國として殘り、大駕洛國王金首露の力を以てするも、遂にその統一を見ることが出來なかつたのは、恐らくその地に居住した、倭人の力に原因するものではあるまいか。隨つて、後に日本國の南韓進出に際し、またその地が半島經路の根據地、策源地として利用せらるるに至りしことも、もとより、當然の事情であつたと思はれる。されど、その日本國の海外進出は近肖古王時代以上に溯り得ないのであるし、また、東亞全般の情勢より見るも、その南韓の地に據つて半島の經略を始めたのが、古く三三一年に溯るべき理由は、遂に見出すことが出來ないのである。隨つて、好太王碑銘の辛卯の年を三三一年と見ることは、不可能で、當然好太王碑銘の永樂元年、即ち三九一年と見なければならぬ譯である。

なほ、黒板博士は、「修辭上からすれば、辛卯年は明かに永樂元年と書くべきではあるまいか。それを單に辛卯と書いてゐる所を見ると、この辛卯は更に干支一運前の西紀三三一年のそれに當てて考釋する再考の餘地がないであらうか」との説を述べられたさうである⁽³⁾が、それは餘りにも單純なる獨斷ではあるまいか。三國史記高句麗本紀によると、故國壤王は九年辛卯夏五月に薨じ、太子好太王は直にその後を承けて即位し、秋七月、南方の百濟を伐つてその十城を抜いたこととなつてゐるが、年表ではこれをその翌年即ち壬辰の年に當てゝゐる。されど、これは三國史記撰者の誤りで、それが辛卯の年であつたことは、碑銘の記するところによりて明かである。してみると、この辛卯の年は夏五月ま

では前王の時代であつた譯であるから、倭の侵寇がその間にあつたとすれば、もとより永樂元年と記すべき譯はないのであり、しかも前王の時代に果して年號を使用せしや、全く不明である。されば、那珂博士や菅氏なども既にいはれし通りに、永樂大王の親しくあづからざりし、前王時代の出來事であつたとして解すべき、事實に即せし記載として見るべきはあるまいか。特に我が國の事情もまた三三一年頃には未だ海北にまでも發展し得べき時代ではなかつたことは、曩に論じた通りであるから、これを以て三九一年の出來事と見るべきことは、寧ろ自然であり、單に常識的に考へても、六十年前の出來事に對する抗戦が、六十年後に至つて始めて好太王によりて行はれたものとして、茲に特記したとも思はれないではあるまいか。何れの點よりするも、同碑銘の辛卯の年が、西紀三九一年好太王即位の年を意味するものなることは、何等疑いなきところである。たゞ、その出來事を紀記の内に求めんとすることは、頗る困難で、予が嘗て三國史記新羅本紀卷第三の奈勿尼師今九年（三六四）の條に、「夏五月、倭人來圍金城」⁽³²⁾とある記事を以て、神功紀征韓の事實に批定し、同三十八年癸巳（三九三）の條に、「夏四月、倭兵大至」とあるのを、神功紀征韓の事實擬せし如き、もとより一の試案に過ぎざるもので、決して確信ある推定ではないのである。事實は恐らく倭人の南韓侵寇は、好太王即位の前後に幾度も行はれたものなるべく、辛卯の侵寇もその一つで、特に規模大なるものであつたかも思はれる。或は新羅の請援によりて、その南方征討が始まつたものではないかとも、考へられるのである。

要するに、倭人が半島南部に進出したのは、恐らく漢代にまでも溯るべく、後漢末中國の動亂は、引いて韓人・倭人を刺戟して、一方に畿内ヤマト國の發祥を促がすと共に、他方に於ては、倭人の南韓進出を促がし、かくて、三國魏の頃、九州北部の諸部落が邪馬臺國に服屬せし頃には、半島南部に倭人の移住地ありしことも、疑ひなきところであら

う。けれども、それはもとより、たゞ、倭人としての進出で、邪馬臺國の政治力がその地にまで及んだものでないことは、魏志倭人傳を熟讀することによりて、明白なるところである。況んや、當時それ等の移民が後の畿内ヤマトと何等かの關聯を有したとは、到底思はれない。されど、百濟・新羅創業の頃は、我が日本國もまた創業の時に當つてゐたと、考へられるのであるから、會々滿洲方面に於ける前燕國の勃興により、高句麗國は三四一年これに擊破せられて、一時その國力を失墜せし頃、南方に於て、韓人・倭人の活躍時代を來し、恐らく三百年頃からその發展を始めてゐた畿内ヤマトも、三百四、五十年頃には略々内地の統合を終り、海北への進出を始めたものかと推せられる。その間に、半島南部に於ては、百濟・新羅の二大統一的國家が勃興した譯であるが、これと相並んで駕洛諸國が統一的國家となり得なかつたのは、確に倭人の力が既に早くその地に及びゐたりしためであらう。しかも、その倭人には對馬・一支に沿ふて、北九州に連絡あるものと、日本海を渡つて山陰方面に連絡あるものとが、存したことも、また考へられるところであらう。この兩者が我が山島に於て、銅劍銅鉢によりて象徴せらるるものと、銅鐸によりて象徴せらるるものとの、兩大系を發生せしむるに至つたものかと考へる。

然るに、畿内ヤマトによりて、その兩者が統合せらるるに及びては、半島居住の倭人もまた畿内ヤマトに合流するに至るべきは、寧ろ自然の成行ではあるまいか。しかも、それ等の倭人が新羅の建國にも、駕洛諸國の分立にも、何等かの關係を有せしにあらざるやを疑はしめると共に、また畿内ヤマトの海北進出にも、有力なる關係を有せしことも、推せられるところである。

一一

以上予は日本上古の紀年研究について、最近發表された飯島・小川・井本・今井・丸山・前田・三品等諸氏の所論に對し、予の卑見を披瀝したのであるが、要するに、予がここに主張するところは、既に多くの人が認むる通りに、魏志の邪馬臺國女王卑彌呼を神功皇后に批定し、これを中心とし、讖緯説の辛酉革命・甲子革命の説に基き、前後にその年數を引伸し、ために各天皇の寶算を延長し、或は歴代の代數をすらも増加して、今日見るが如き、書紀紀年を作成したのであらうから、その眞實を知らんがためには、中國・朝鮮・日本の史料を比較検討して、その一致點をもとめ、以て神功・應神の頃に及ぶことを認むると共に、その時代は二甲百二十年を繰り下げるによりて、大凡眞の年代に合致することが認められるのである。而も、それがたゞ全面的に干支の百二十年繰り下げを意味するものでないことは、いふまでもなく、更にまた、我が國が海外進展によりて他國と接觸せし時代は、略々これを推定し得るのであるが、それ以前の史實紀年に至つては、殆ど何の手がかりも存しないので、僅に古事記注記の干支を參照して、崇神天皇の崩御年を推認し得るだけで、それ以上は全く不明の範圍に入り、歴代の代數すら信ぜないので、予は僅かに魏志・後漢書の韓傳・倭人傳等の記事に基き、考古學上の事實や、その他の事情を考慮して、神武紀元を後漢末西紀二〇〇年頃と假定するに過ぎないのである。

たゞ、考證の限界を超えた問題までを、無理に分明ならしめんとすることは、もとより、我々の能力を超えた業で、誠めなければならないことではあるが、さればとて、崇神以前九代の年數の算出の如きは、「學術的にいへば、これを不

明とすべきものであつて、必しも御代數と平均年齢とによつてこれを推算し、神武天皇の御即位が何年前であるかを、定むべき必要を認めない」と稱し、その推定を放棄することも、また必ずしも學問的とはいはれまい。蓋し、學問の研究は今日の資料によりて、單に分明なる問題と不明なる問題との限界を明かにするばかりでなく、今日不明と目されてゐる問題をも、更に出來るだけ明瞭ならしむるやう努力すべきものであり、種々の新たなる方法や推理によりて、如何なる程度にまでその事實を分明ならしめたか、その限界を開拓し指示することに力めなければならぬかと、考へられるからである。されば、御歴代數の正否を考定し、或はその平均年數によりて神武即位の年代を推算することも、もとより、それによりて確實なる年代を知り得るものではないが、或る程度の可能性は推認され得る譯であるから、これにて全く無用の努力として無視すべきではあるまいと考へる。⁽³⁴⁾

註

- (17) 著者「東洋史上より觀たる日本上古史研究」四二七一四四四頁。
- (18) 今井塗氏「紀元小論」(天官書(11)八十三一七頁)。
- (19) 著者「邪馬臺國と大倭國との關連」(史學第二十五卷第一號)。
- (20) 津田左右吉博士「任那疆域考」(朝鮮歴史地理研究報告)。
- (21) 著者前掲論文参照。
- (22) 前田直典氏「應神天皇といふ時代」(オリエンタクカ、(1)七五一六)。
- (23) 著者前掲書、一三一二五頁。
- (24) 前同書二七三一七頁。
- (25) 前田直典氏前掲論文一五頁。

(26) 那珂通世著三品彰英増補「増補上世年紀考」第三篇紀年新考第三節干支の史料價值。

(27) 新井白石「同文通考」。島田重禮「百濟所獻千字文考」(東京學士會院雜誌十六ノ八)。

(28) 前掲拙著「二八、三國時代東亞の實情。」

(29) 三品彰英博士「中國史籍に現はれたる古代日本」(日本古代社會一)。

(30) 三品彰英博士「中華史籍に現はれたる古代日本」(日本古代社會一)。

(31) 三品彰英博士「好太王碑の辛卯年について」(史學雜誌第四十六編第一號)。

(32) 末松保和博士「好太王碑の辛卯年について」(史學雜誌第四十六編第一號)。

(33) 前掲拙著四六二頁及び四六七頁。

(34) 黑板勝美博士「更訂國史の研究」四三三—四頁。

この小篇は元來「オリエンタリカ」第三號の原稿として、昭和二十四年に起稿したものであるが、その後同誌は容易に刊行されず、同時にまた新たなる諸氏の論文を手にしたので、漸次増訂してここに至つたのである。ためにその内容艱雑にして重複の點を見るることは、予の頗る遺憾とするところである。

前回論文正誤表

行

誤

正

頁

九

正月中 = $0.824 \frac{H}{M}$

正月中 = $-0.824 \frac{H}{M}$

一〇

閏餘 = $0.913 \frac{H}{M} \dots \dots$

閏餘 = $-0.913 \frac{H}{M} \dots \dots$

履仲

履仲

履仲

履仲

履仲

履仲

履仲

履仲

撞着

撞着

履仲

履仲

履仲

履仲

撞着

撞着

履仲

履仲

(1101) 五五

日本建國の年代について (ト) (橋本増吉)

「全く自家撞著の考へではあるまいか。」の次に左の文句を挿入。
明治五年新暦採用後今なほ舊暦法が行はれてゐるのは、舊暦法が農業暦として實際の季節に合致する便あるためで、これを以て古代暦の存在を推定するための實例として認むべきではあるまいと考へる。

巳。

不明にして。

「有力なる理由なのである。」のつぎに下の文を挿入。或はかの「是年也大歲己丑」の記事も亦本來後世の注記ではなかつたかとの説を耳にするのであるが、それは甚しき誤解で、書紀撰者が太歲記事に於て如何に重大なる意義を表象したかといふ事實を思ふ時、後世より恣に挿入せられ得べき性質の記事とは思はれない。

崩後。

崩御。

崩後。